

- 1 件名 セキュリティ他遠隔保守管理業務
- 2 委託場所  
東京都練馬区上石神井4丁目8-4
- 3 委託期間 2019年(平成31年)4月1日から2022年(平成34年)3月31日まで
- 4 対象 別表-1のとおり

5 業務内容

受託者は、厚生労働省上石神井庁舎電算棟に設置された業務対象設備について、本仕様書に従い、次の業務を遂行する。

なお、業務遂行に当たっては、業務対象設備の使用状況に応じた各制御プログラムの設定、確認を行い、業務対象設備の事故発生防止及び故障の早期発見に努め、耐用年数の延長を図るものとする。

また、業務履行に当たって、電算棟はセキュリティシステムを活用した防犯レベルが高いので、情報管理の徹底と安全対策を講じること。

(1) 遠隔点検業務

別表-1記載の機器について、中央監視装置(savic-netEV)と接続した構外の遠隔保守センターより遠隔方式により、毎日若しくは対応する周期に従い、機器の正常な稼動状態を監視するとともに、遠隔データセーブをした後に、以下の①から④の点検項目についてデータバックアップや稼動状態の解析をし、機器の異常の早期発見に努め、診断結果を定期的に報告する。

① 遠隔履歴データセーブ

毎日1回中央監視装置で蓄積された次のデータを遠隔保守センターで収集しサーバーに重要データを自動保存すること。また、厚生労働省担当者の要請に応じ、いつでも電子媒体に加工して提示できるようにすること。

ログイン・アウト情報/Ethernet通信状態/コリジョン検知/電源電圧の供給情報/メインコンソール周辺温度/バッテリー充電電圧/中央監視ポイント30分周期データ/中央監視ポイント60分周期データ/印字データ/メインコンソールエラー情報/コントローラーエラー情報/データ容量/バージョン情報/セキュリティ運用データ

② 遠隔ファイルセーブ

月1回中央監視装置及び出入制御装置・設備統合コントローラーに記録され蓄積された運用最新ファイルを遠隔保守センターで収集しサーバーに自動保

存し緊急時の迅速復旧が行えるようバックアップデータを確保すること。

③ 遠隔機能診断

月1回月末に当月データを解析し、遠隔機能診断による異常個所の有無や故障対処策の提案、対処履歴などを取りまとめ発注者に報告すること。

④ 制御動作点検

3ヶ月に1回空調パッケージ制御コントローラーより1週間分の運転データを遠隔保守センターで収集し、解析サーバーにて解析した後診断し、動作不良箇所の指摘を行うこと。

(2) 臨場点検業務

① 点検周期及び保守項目

別表-1記載の項目について、業務対象設備に臨場して、対応する周期に従い点検を実施する。点検の作業詳細については別表-2記載の項目に対応するものを実施すること。

② 修理、交換等

①の点検の結果又は機器の耐用年数の延長を図るため、厚生労働省担当者の要請に応じて部品、消耗部品及び消耗品等の調整、修理、交換、補給を行う。

(3) カード発行業務補佐

月1回業務対象施設に技術員を出張させ、厚生労働省担当者の要請に応じ入館カードの登録に関する技術指導を実施すること。

(4) ネットワーク障害の遠隔確認

ネットワーク障害の発生を未然に防止するため、月1回業務対象施設に技術員を出張させ、遠隔保守センターで収集した前月の通信負荷状況をレポートにまとめ異常箇所の指摘又は正常確認結果を報告すること。

(5) 緊急保守業務

次の場合、受託者は、速やかに業務対象施設に技術員を急行させ、機器の調整、修理、交換、補給を行うこと。

① (1)及び(2)の点検結果により必要が生じたとき

② 遠隔方式により機器の故障、異常その他警報を受信したとき

③ 保全監督員から要請があったとき

(6) 緊急保守部品の配備

(5)の業務履行に際し必要となるメーカー保守部品は業務対象施設の重要度を勘案し24時間以内の出庫とすること。このため受託者は緊急保守部品の配備計画書を提出すること。

(7) 作業時間

① 5(2)(3)(4)の業務は、原則として上石神井庁舎の開庁日の午前9時00分から午後5時00分の間を実施するものとする。

② 5 (1)及び(5)の業務は、必要に応じて随時の時間に対応するものとする。

(8) 点検・保守計画書の提出

受託者は、5 (1)及び(2)の点検等について、契約期間中の点検周期及び部品の耐用年数に従った点検・保守計画書（任意様式）を作成し、契約開始時に厚生労働省担当者に提出する。

(9) 報告書（紙媒体2部、電子媒体（CD-R）1枚）の提出

受託者は、次の場合、速やかに保全監督員に対して報告書を提出する。

- ① 上記(1)から(5)の業務及び厚生労働省担当者から指示された業務が終了したとき
- ② 本仕様に基づく業務中に、事故があったとき
- ③ 本業務内容の実施が困難となる事情が発生したとき
- ④ 業務対象施設又は設備に異常又は危険な状態が生じたとき、並びにそれらの恐れがあるとき

6 費用の負担区分

(1) 厚生労働省の負担する費用は、以下のとおりとする。

- ① 作業に必要となる水光熱費及び電話代
- ② 消耗品（記録用紙、プリンター1台につきトナー）購入費用
- ③ 有寿命部品費用・機器本体修理費用・不良機器交換費用

(2) 受託者の負担する費用は、以下のとおりとする。

- ① 業務対象施設に設置された中央監視装置から遠隔監視・診断を行うために必要な機器の設置
- ② ①において設置した機器の撤去及び原状回復費用
- ③ 通信回線設置費用
- ④ 図面管理システムのセキュリティソフトライセンス更新費用（日常の更新費用を除く）

7 業務履行能力の確認

業務履行能力についての確認のため、受託者は遠隔保守センターシステム構成確認書と履行確約書を提示すること。また、厚生労働省担当者が遠隔保守センターの見学をもって確認することを要請した場合、契約後速やかに見学できるものとする。

8 一般事項

- (1) 作業に当たっては、保全監督員の指示を受ける。
- (2) 受託者は、遠隔点検業務従事者については契約開始時、臨場点検業務従事者については業務の都度業務開始前に、それぞれ保全監督員に業務従事者名簿を提出し、その承認を受ける。
- (3) 受託者は、年1回実施される電気設備点検に伴う停電の際、以下の作業を行う。

(各年度実績：毎年12月31日（2018年度は5月4日）)

- ① 停電時の各機器電源断
  - ② 復電後の各機器電源投入
  - ③ 復電後の各機器正常稼動確認
- (4) 本業務履行中の事故については、受託者の過失で生じた事故に限り受託者の責任において処理する。

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考
			遠隔 履歴データセーブ 毎日	遠隔 ファイルセーブ 1ヶ月	遠隔機能診断 1ヶ月	制御動作点検 3ヶ月	定期点検 1年	
A. 入退室管理・機械警備設備（セキュリティ装置）								
1. 盤システム関係								
センター装置	1	式	◎	◎	◎		○	
17インチLCD, KB, MS	1	式					○	
レーザープリンタ	1	台					○	
UPS (2KVA 10分)	1	台					○	
ソフトウェア(アンチパスバック)	1	式					○	
在室者管理機能	1	式			◎		○	
サマリグラフ	1	式					○	
システム制御盤	1	面	◎	◎	◎		○	
リモート盤								
SRS-B2	1	面	◎	◎				
SRS-B1-1	1	面	◎	◎				
SRS-1-1	1	面	◎	◎				
SRS-1-2	1	面	◎	◎				
SRS-2-1	1	面	◎	◎				
SRS-2-2	1	面	◎	◎				
SRS-3-1	1	面	◎	◎				
SRS-3-2	1	面	◎	◎				
2. 機器関係								
非接触ICカードリーダー	31	台			◎		○	
パッシブセンサ	54	台					○	
赤外線ビームセンサ	3	台					○	
マグネットセンサ	78	台					○	
鍵管理ボックス（磁気カード対応、30BOX）	1	面					○	
B. 空調・電気監視システム盤関係								
1. 中央監視装置								
savic-netEV model30								
最大管理点数：3000点								
H/W	MCU1 (BACPU-1)	1	台	◎	◎	◎	○	
	MCU2 (BACPU-2)	1	台	◎	◎	◎	○	
	MCU3 (BACPU-3)	1	台	◎	◎	◎	○	
	17"LCD	3	台				○	
	カラーレーザープリンタ (CLP)	1	台				○	
	UIC-A, B (SCPU-A, B)	5	台	◎	◎	◎	○	

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考
			遠隔履歴データセーブ	遠隔ファイルセーブ	遠隔機能診断	制御動作点検	定期点検	
			毎日	1ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	1年	
SCS-A, B (SCPU-A, B)	4	台	◎	◎	◎		○	
UPS (5KVA, 10分)	3	台					○	
S/W 基本ソフトウェア	1	式					○	
監視機能	1	式					○	
表示機能	1	式					○	
操作機能	1	式					○	
制御機能	1	式					○	
データ管理機能	1	式					○	
保全業務支援機能	1	式					○	
システムバックアップ機能	1	式					○	
エネルギー消費管理システム	1	式					○	
2. WEBモニタリング装置								
ネットワークB Aサーバ	1	式						
H/W WebS	1	台					○	
17"LCD	1	台					○	
HUB	10	台					○	
S/W システム管理機能	1	式					○	
WEB情報表示機能	1	式					○	
3. 自動制御盤								
A-B2RCP-1 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-B2RCP-2 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-B2RCP-3 800W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-B2RCP-1 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-B2RCP-2 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-B2RCP-3 800W X 1800H X 250D	1	面					○	
C-B1RCP-1 800W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-1RCP-1 800W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-1RCP-2 3200W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-1RCP-1 3200W X 2150H X 600D	1	面					○	
B-1RCP-2 800W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-2RCP-1 800W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-2RCP-2 3200W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-2RCP-1 3200W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-2RCP-2 800W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-3RCP-1 3200W X 2150H X 600D	1	面					○	

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考		
			遠隔 履歴データセーブ	遠隔 ファイルセーブ	遠隔機能診断	制御動作点検	定期点検			
			毎日	1ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	1年			
B-3RCP-1 3200W X 2150H X 600D	1	面						○		
特高リモート盤 700W X 1900H X 400D	1	面						○		
中央電力監視設備特高リモート盤 700W X 1900H X 400D	1	面						○		
中央電力監視設備グラフィック盤 700W X 2150H X 400D	1	面						○		
中央電力監視設備グラフィック端子盤 700W X 2150H X 400D	1	面						○		
6. 自動制御機器										
①UPS室上吹きパッケージ制御										
室内形温度センサ	1	台							○	
室内形湿度センサ	1	台							○	
デジタル式調節器	1	台	◎	◎		◎			○	
②UPS室下吹きパッケージ制御										
室内形温度センサ	15	台							○	
室内形湿度センサ	6	台							○	
デジタル式調節器 (個別)	3	台	◎	◎		◎			○	
デジタル式調節器 (ゾーン)	1	台	◎	◎		◎			○	
③電算室上吹きパッケージ制御										
室内形温度センサ	6	台							○	
室内形湿度センサ	6	台							○	
デジタル式調節器	6	台	◎	◎		◎			○	
CO2濃度計	6	台							○	
④電算室下吹きパッケージ制御										
室内形温度センサ	150	台							○	
室内形湿度センサ	60	台							○	
デジタル式調節器 (個別)	30	台	◎	◎		◎			○	
デジタル式調節器 (ゾーン)	12	台	◎	◎		◎			○	
⑤受変電室パッケージ制御										
室内形温度センサ	3	台							○	
デジタル式調節器	1	台	◎	◎		◎			○	
⑥パッケージ制御 (1)										
室内形温度センサ	15	台							○	
室内形湿度センサ	15	台							○	
デジタル式調節器	10	台	◎	◎		◎			○	
リミットコントローラ	10	台							○	
⑦パッケージ制御 (2)										

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考
			遠隔 履歴データセーブ 毎日	遠隔 ファイルセーブ 1ヶ月	遠隔機能診断 1ヶ月	制御動作点検 3ヶ月	定期点検 1年	
デジタル式調節器	1	台	◎	◎		◎	○	
⑧パッケージ制御(3)								
室内形湿度センサ	18	台					○	
⑨パッケージ制御(4)								
室内形湿度センサ	1	台					○	
⑩外気計測								
挿入形温度センサ	1	台					○	
挿入形湿度センサ	1	台					○	
挿入形露点センサ	1	台					○	
⑪換気制御								
温度調節器	1	台					○	
⑫消火ポンプユニット								
液面リレー電極棒3P	1	台					○	



## 中央管制装置 savic-netEV及び自動制御機器臨場点検個別仕様

点検機器	保守項目
1. MCU	(1) 自動シャットダウン機能の確認 (2) 各部のクリーンアップ (3) 自己診断プログラムによるハードウェア診断 (4) ハードディスクドライブ、フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブの機能確認 (5) フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブのヘッドクリーニング (6) インジケータの確認 (7) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (8) 冷却ファンの動作確認 (9) ハードウェア構成の確認
2. MCU 分電ユニット (PDU)	(1) 受電電圧の測定 (2) 電源、接地端子等の締付確認 (3) 各部のクリーンアップ (4) サージアブソーバの点検 (5) 受電インジケータの確認 (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
3. MCU 外部入出力 ユニット (IOU)	(1) 電源電圧の測定、調整 (2) 各部のクリーンアップ (3) 各端子の締付確認 (4) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
4. システム機能	(1) 基本機能の確認 (2) 外部入出力ユニット(IOU)の移報、ブザー停止機能の確認
5. NBS (WEBサーバー)	(1) 自動シャットダウン機能の確認 (2) 各部のクリーンアップ (3) 自己診断プログラムによるハードウェア診断 (4) ハードディスクドライブ、フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブ機能確認 (5) フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブのヘッドクリーニング (6) インジケータ表示確認 (7) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (8) 冷却ファンの動作確認 (9) ハードウェア構成の確認 (10) 基本機能の確認
6. 室内形温度センサ 室内形湿度センサ	(1) 設置環境及び、取付位置・状態の確認 (2) 配線端子の緩み点検及び増締め (3) クリーンアップ (4) 標準試験器による実測値との誤差点検及び校正

別表-2

7. デジタル式調節器	(1) 外観目視点検 (2) インジケータの確認 (3) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (4) クリーンアップ (5) メモリバックアップバッテリーの外観点検及び交換年月の確認
8. CO2濃度発信器	(1) 外観のクリーンアップ (2) 外観・内観及び取付状態の点検 (3) 導圧管廻りの点検 (4) 各フィルター類・消耗品の定期的交換 (5) 制御作動状態の点検
9. 温度調節器 液面リレー電極棒3P	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーンアップ (3) 内部機械的可動部分の動作確認 (4) 調節器と信号関連部とのループ作動点検調整 (5) 規定値の設定
10. UIC (設備統合コントローラ) ACU-Ⅲ (出入制御装置)	(1) メモリバックアップ機能の確認 ①動作確認 ②バックアップバッテリー放電電圧測定 ③バックアップバッテリー外観点検 (2) 電源断検出機能の確認 (3) 電源電圧の測定、調整 (4) 各部のクリーンアップ (5) インジケータの確認 (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (7) 冷却ファンの動作確認(冷却ファン装着時のみ実施)
11. SCS (設備統合コントローラ)	(1) メモリバックアップ機能の確認 ①動作確認 ②バックアップバッテリー放電電圧測定 ③バックアップバッテリー外観点検 (2) 電源断検出機能の確認 (3) 電源電圧の測定、調整 (4) 各部のクリーンアップ (5) インジケータの確認 (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 冷却ファンの動作確認(冷却ファン装着時のみ実施)
12. 防犯センサー	(1) 重要システムの防犯ループ確認 パッシブセンサ、赤外線ビームセンサ、マグネットセンサ
13. 非接触ICカードリーダー	(1) 外観の確認 (2) 装着状態の確認
14. キーボックス	(1) データファイルのセーブ (2) ヒューズの確認、交換 (3) 各部のクリーンアップ ①ボックス外部 ②ボックスモジュール内部 ③電源ユニット ④I/Oモジュール (4) 電源、接地端子等の締付確認 (5) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 (6) インジケータの確認 (7) 電源電圧の測定、調整 (8) バックアップバッテリーの充放電電圧測定 (9) 音声出力の確認、調整

別表-2

	①音声メッセージ      ②音声音量 (10)カードリーダーのヘッドクリーニング (11)LCD表示の確認 (12)LCDパネルコントラスト確認調整(オプション) (13)プリンタの印字品質の点検 (14)総合動作確認
15. キーボード、マウス	(1)動作点検 (2)各部のクリーンアップ
16. CRT、LCD	(1)消磁 (2)設定要素の確認 ①色ズレ、色ムラの確認 ②フォーカス確認 ③コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整 (3)外観のクリーンアップ
17. プリンタ	(1)外観点検 (2)テスト印字による印字品質確認 (3)操作パネルの機能確認 (4)内部の異物、ほこり、汚れ除去 (5)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (6)ネジ、ワッシャー、ナットの締付け確認
18. 無停電電源装置 (UPS)	(1)バックアップ動作の確認 (2)電源断検出機能の確認 (3)UPS出力電圧測定 (4)UPS外観点検

1. 件名 構内ネットワーク設備保守管理業務

2. 委託場所

東京都練馬区上石神井4丁目8-4

3. 委託期間 2019年(平成31年)4月1日から2022年(平成34年)3月31日まで

4. 対象 別表-1のとおり

5. 業務内容

受託者は、厚生労働省上石神井庁舎の業務対象施設に設置された業務対象設備について、本仕様書に従い、次の業務を遂行する。

なお、業務遂行にあたっては、業務対象設備の使用状況に応じた各通信機器の点検、確認を行い、業務対象設備の事故発生防止及び故障の早期発見に努め、耐用年数の延長を図るものとする。

また、業務履行にあたって、電算棟はセキュリティレベルが高いので、情報管理の徹底と安全対策を講じること。

(1) 保守管理業務の対象となる設備は以下のとおりとする。

- ア) 構内情報通信設備
- イ) 構内電話設備
- ウ) I T V設備
- エ) 電力監視装置設備

(2) 受託者の負担範囲

- ア) 関係法令に基づく官公署その他関係機関への必要な届出手続きに関する事項は受託者の負担とする。
- イ) 関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査、又は契約書に定める検査を受検するに当たっては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受託者の負担とする。
- ウ) 保全監督員の確認又は保全監督員の立会を受けるに当たっては、その確認又は立会に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受託者の負担とする。
- エ) 業務の実施に必要な材料、工具、計測機器、作業用機械器具等の資機材は受託者の負担とする。
- オ) 業務の実施に必要な消耗品(配線、コード含む)及び油脂等は受託者の負担とする。
- カ) 業務の報告書等の用紙(プリントアウトされる印刷用紙を含む。)及び消耗品は受託者の負担とする。
- キ) 当該設備のサポート体制を確立するために、当該設備の製造者等と契約する機器サポート費用は受託者の負担とする。

(3) 業務責任者

- ア) 受託者は業務の実施に先立ち、業務責任者を定め厚生労働省担当者係に通知する。
  - イ) 業務責任者は業務を行う者を指揮監督するとともに保全監督員との連絡を密にし、適正な業務の実行に努めるものとする。
  - ウ) 業務責任者は自ら業務を行うことができる。
- (4) 業務を行う者
- 業務を行う者は当該設備を熟知し、必要な知識及び技能を有するものとする。
- 関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。また、当該設備の製造者等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (5) 守秘義務
- 業務上知り得た発注者及び当該設備に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (6) 設備の点検
- 別表－２記載の項目について、業務対象設備に対応する周期に従い点検を実施する。点検は、適切な計測機器等を用いて劣化又は異常の状態を見極め、保守その他の対応すべき措置の方法等を的確に判断すること。
- (7) 故障原因、故障箇所の特定
- 受託者は、厚生労働省担当者が提示する以下の情報に基づき、すみやかに故障原因、故障箇所の特定を行うこと。
- ア) 故障による影響の範囲、影響が生じている内容
  - イ) 目視によって分かる範囲の各機器の稼働状況
  - ウ) 簡易な操作によって分かる範囲の各機器の稼働状況
  - エ) 監視装置にて検知した警報の内容
- また、故障原因、故障箇所の特定を早急におこなうために、必要に応じて遠隔で以下の操作可能な環境を準備すること。
- ア) 各機器の稼働状況の確認、各種操作
  - イ) 監視装置の警報の確認、各種操作
- (8) 故障等の対応
- 次の場合、受託者は、速やかに業務対象施設に技術員を急行させ、機器の調整、修理、交換、補給を行うこと。必要があれば代替の機器・部品を用意してすみやかに故障を回復する。なお一般電話の故障については、電話機本体は委託者側で準備するものとする。
- ア) (6) の点検結果により必要が生じたとき
  - イ) 機器の故障、異常その他警報を受信したとき
  - ウ) 厚生労働省担当者から要請があったとき
- (9) 緊急保守部品の配備
- (8) の業務履行に際し受託者は当該設備のサポート体制を確立するために、当該設備の製造者等と機器サポート契約を結び、故障の際に機器又はソフトウェア等の部品・代替品を遅滞なく供給しなければならない。
- 必要となるメーカー保守部品は業務対象施設の重要度を勘案し 24 時間以内の

出庫とすること。このため受託者は緊急保守部品の配備計画書を提出すること。

(10) 電気設備点検時の対応

受託者は年1回実施される電気設備点検時の停電の際に、以下の作業を行うこと  
(全館停電日：毎年12月31日(2018年度は5月4日))。

- ア) 停電時の各機器の電源断
- イ) 停電後の各機器の電源投入
- ウ) 停電後の各機器の正常稼働確認

(11) 作業時間

- ア) (6)の業務は、原則として上石神井庁舎の執務時間内に実施するものとする。
- イ) (7)(8)の業務は、必要に応じて随時の時間に対応するものとする。
- ウ) (10)の業務は、発注者の定める電気設備点検のスケジュールに合わせて実施するものとする。

(12) 保守計画書の提出

受託者は、作業の実施に当たって契約期間中の保守計画書を作成し、契約開始時に厚生労働省担当者に提出する。

(13) 報告書(紙媒体2部、電子媒体(CD-R)一枚)の提出

受託者は、次の場合、すみやかに保全監督員に対して報告書を提出する。必要があれば報告書に図面・写真等を添付すること。

- ア) 上記(6)(7)の業務及び発注者から指示された業務が終了したとき
- イ) 本仕様に基づく業務中に、事故が発生したとき
- ウ) 本業務内容の実施が困難となる事情が発生したとき
- エ) 業務対象施設又は設備に異常又は危険な状態が生じたとき、並びにそれらの恐れがあるとき

6. 一般事項

- ア) 受託者は、作業に当たっては、保全監督員の指示を受ける。
- イ) 受託者は、作業従事前に、保全監督員に対し点検業務従事者に係る作業者名簿を提出し、作業終了後、作業日報を提出する。
- ウ) 本業務履行中の事故については、受託者の過失で生じた事故に限り受託者の責任において処理する。

別表-2

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 構内情報通信設備 ア) コアスイッチ	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。	2/年	
イ) アクセススイッチ	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。	2/年	
ウ) 無停電電源装置	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	2/年	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
エ) ネットワーク管理装置	e) ログを採取し、異常のないことを確認する。 a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	2/年	
オ) ネットワーク監視装置	e) ログを採取し、異常のないことを確認する。 a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	2/年	
カ) 事務棟 HUB	e) ログを採取し、異常のないことを確認する。 f) ウイルスパターンファイルの更新を行う。 a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	2/年	



点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
2. 構内電話設備 ア) 構内 PHS アンテナ	認する。 a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	1/年	
オ) 一般電話機	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・通話確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	1/年	
3. I T V 設備			
ア) IP カメラ運用監視用 P C	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・がたつき、変形、損失の有無 b) 映像モニターにて、映像にちらつき、色むらがないことを確認する。	1/月	
イ) IP ネットワークデジタルレコーダー	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) IP ネットワークデジタルレコーダーについては、保守期間内に機器更改を実施する予定であり、更改後の設備も保守点検業務の範囲内とす	1/月	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
ウ) 旋回型ネットワークカメラ	<p>る。</p> <p>a) 機器の取付状態を目視で確認する。</p> <p>b) 映像モニターにより、映像にちらつき、色むらがないことを確認する。</p> <p>c) 映像モニターにより、レンズ動作が正常であることを確認する。</p> <p>d) 映像モニターにより、可視範囲が正常であることを確認する。</p>	4/年	
エ) 固定型ネットワークカメラ	<p>a) 機器の取付状態を目視で確認する。</p> <p>b) 映像モニターにより、映像にちらつき、色むらがないことを確認する。</p> <p>c) 映像モニターにより、レンズ動作が正常であることを確認する。</p> <p>d) 映像モニターにより、可視範囲が正常であることを確認する。</p>	4/年	
オ) 無停電電源装置	<p>a) 以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置外面等の損傷の有無</li> <li>・接合コネクタの接合確認</li> <li>・ケーブル類の損傷の有無</li> <li>・LED表示の確認</li> </ul> <p>b) 装置外面等の清掃を行う。</p> <p>c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。</p>	1/月	
カ) PoEインジェクター	<p>)以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置外面等の損傷の有無</li> <li>・接合コネクタの接合確認</li> <li>・ケーブル類の損傷の有無</li> <li>・LED表示の確認</li> </ul> <p>b) 装置外面等の清掃を行う。</p> <p>c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。</p>	1/月	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
4. 電力監視装置設備 ア) 電力監視装置	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。	1 / 月	
イ) ネットワーク監視装置	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。	1 / 月	
ウ) ネットワークスイッチ	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	1 / 月	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
5. 交換機 (事務棟)	<p>認する。</p> <p>e) ログを採取し、異常のないことを確認する。</p> <p>a) 電話交換機本体、整流器、バッテリー PHS について機器清掃を行う</p> <p>b) 交換機収容回線容量について確認する</p> <p>c) 交換機データのバックアップを行う</p> <p>d) 以下の項目について点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視警報 (障害時の可視可聴表示)</li> <li>・ 信号装置 (CR 出力・各種信号音)</li> <li>・ トランク (発着信機能テスト)</li> <li>・ 局線表示盤 (ランプ表示・リンガー動作)</li> <li>・ システム (CP 系、SP 系状態確認、障害情報、閉塞・H&amp;D 探索、各種登録表示)</li> <li>・ 電源 (整流器、BATT)</li> </ul>	1 / 月	

※機器の状況により、更なる点検が必要な場合には、点検回数を増やすこと。(月 1 回程度まで)

保守管理対象機器						
設置場所	機器・装置種類	機器名称	数量	サポート契約	備考	
B2F EPS室	アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	2020年11月30日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	1	対象	2020年3月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
B1F 設備監視室	I Pカメラ運用監視用 P C	CELSIUS J530	1	対象		
B1F MDF室	コアスイッチ (マスター)	Catalyst 3750X 24 Port GE SFP IP Services (WS-C3750X-24S-E)	1	対象	2021年10月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	コアスイッチ (スレーブ)	Catalyst 3750X 24 Port GE SFP IP Services (WS-C3750X-24S-E)	1	対象	2021年10月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	アクセススイッチ 3	Catalyst 2960S 48 (WS-C2960S-48TD-L)	2	対象	2020年11月30日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	2020年11月30日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	遠隔保守用ファイアーウォール	FortiGate-60D (FG-60D-BDL-US)	1	対象		
	ネットワーク管理装置	PRIMERGY RX200 S8	1	対象	2020年6月30日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	無停電電源装置	SMART-UPS RT 5000 (SURT5000XLJ)	3	対象	2020年3月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	3	対象	2020年3月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	I Pネットワークデジタルレコーダー	VioStor8132Pro/7TB	1	対象		
	無停電電源装置	Smart-UPS 750VA RM1U	1	対象		
1F EPS室	アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	2020年11月30日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	2	対象	2020年3月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
2F EPS室	アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	2020年11月30日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
	無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	2	対象	2020年3月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
屋上	構内PHSアンテナ	HI-D3BS	2	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。	
	構内PHSアンテナ	HI-D3BS	24	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。	
各所	一般電話機	HI-P5A	32	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。	
	旋回型ネットワークカメラ (屋外)	SNC-EP550	2	対象		
	P o Eインジェクター	PD-9001GR/AC	2	対象外		
	固定型ネットワークカメラ	SNC-EP550	2	対象		
	固定型ネットワークカメラ (屋内)	WN-SPN631	30	対象		
	旋回型ネットワークカメラ (地下2F)	SNC-RZ25N	1	対象外		
	電力監視装置	RP482-LC	15	対象外		
	ネットワーク監視装置	EB600_S_KANSHI	1	対象外		
	ネットワークスイッチ	HP A5120 EI	4	対象外		
	電話交換室	事務棟HUB	HSW-3108	1	対象	
アクセススイッチ 2		Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24TD-L)	2	対象	2020年11月30日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
無停電電源装置		Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	1	対象	2020年3月31日(サポート満了日)の翌日以降はサポート対象外とする。	
交換機		C X 9000M 1	1	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。	
事務棟	多機能電話機	HI-24E-TELSDA	45	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。	
	一般電話機	HI-N6	1式	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。	
	構内PHSアンテナ	HI-D3BS	9	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。	
	固定型ネットワークカメラ (屋内)	BB-ST162A	7	対象		
	旋回型ネットワークカメラ (屋外)	BB-SW-172A	1	対象		
事務棟・電算棟	光ケーブル構内線路設備	G1(50 μ m)8心光ファイバケーブル	1式	-	点検及び故障時の技術員派遣・材料調達・修理を行う。	
	電話構内線路設備	EM-CCP0.5-××ケーブル	1式	-	点検及び故障時の技術員派遣・材料調達・修理を行う。	
	メタルLAN配線設備	UTPケーブル Cat.5e	1式	-	点検及び故障時の技術員派遣・材料調達・修理を行う。	

※ サポート対象外の機器については、特記事項のある場合を除き、原則として、故障時の技術員派遣の対象外とする。

※ サポート契約期間は、2022年3月末までとすること。

- 1 件名 セキュリティゲート保守管理業務
- 2 委託場所  
東京都練馬区上石神井4-8-4  
厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）
- 3 委託期間 2019年（平成31年）4月1日から2022年（平成34年）3月31日まで
- 4 業務内容  
受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整、修理を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。
- 5 対象機器  
型式 PNG382×2セット  
H-1700m/m（ガラス含む）  
H-1000m/m（ゲート上面）  
長さ2000m/m  
ガラス幅877m/m  
なお、配置図は「別紙」のとおり
- 6 点検回数  
年3回。（点検日は厚生労働省と調整の上、日程を決定する。）
- 7 点検内容
  - (1) 外観関係
    - ①本体（破損の確認、外観異常、動作に支障がない確認）
    - ②強化ガラス（破損の確認、外観異常、動作に支障がないか、ガラス清掃）
    - ③通路幅（設置位置確認、本体の位置がずれていないか確認）
  - (2) 機構部関係
    - ①グランドシャフト（動作確認、動作に支障がないか、歪みがないか確認）
    - ②ロッド（動作確認、動作確認、動作に支障がないか、歪みがないか確認）
    - ③可動ガラス（取り付け部確認、緩みがないか確認）
    - ④ハウジング（破損の確認、可動ガラスに接続されたハウジングの破損は無いか）
    - ⑤リミットスイッチ用カム（隙間確認、隙間0.1～1.m/m）
    - ⑥本体内部（増し締め清掃、外部ビス増し締め清掃）

- ⑦ギヤモータ（オイル漏れ動作確認、外観異常動作の支障が無いか）
- ⑧ピロブロック（オイル漏れ、異音確認、外観異常動作確認）
- ⑨セーフティシャッター（変形、異音確認、外観異常動作確認）

### （3）制御部

- ①検出センサー（動作確認、光軸ずれ、ビスの緩み確認、安定動作、LED（黄色）が点灯しているか確認）
- ②パラメータの設定値（設定値の確認、設定値が変更されていないか確認）
- ③配線コネクタ（緩み、線の破損確認、）

### （4）総合試験

- ①動作確認（可動ガラスの開閉、ロック状態、収納状態の確認）
- ②LED確認（検出センサーの正常動作確認）
- ③表示確認（ピクトグラムの正常確認）
- ④ブザー音確認（エラー検知用ブザー音の確認）

## 8 特記事項

### （1）故障等の対応

次の場合、受託者は速やかに技術員を急行させ、機器の調整、修理、交換、補給等を行うこと。

- ①6の点検結果により必要が生じたとき
- ②厚生労働省より要請があったとき

### （2）保守の範囲

下記に係る費用は当該保守業務に含まれないものとし、要する費用については別途有償とする。

- ①部品交換の際の部品費用（交換に要する作業費用は当該保守業務に含まれるものとする。ただし、重大な故障に基づく場合の費用負担については別途協議のうえ決定するものとする。）
- ②取扱い不良及び天災等不可抗力に起因する故障修理費用
- ③機器のオーバーホール

## 9 提出書類

- （1）受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- （2）受託者は、作業当日の作業前と作業後には委託者にその旨報告しなければならない。
- （3）当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。

ない。

(4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。

① 紙媒体 2部

② 電子媒体（CD-R） 1枚

#### 10 その他

(1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。

(2) 既存のセキュリティゲート（フラッパーゲート）を2019年度内に更新する予定であるが、更新後の設備も保守点検業務の範囲内とすること。

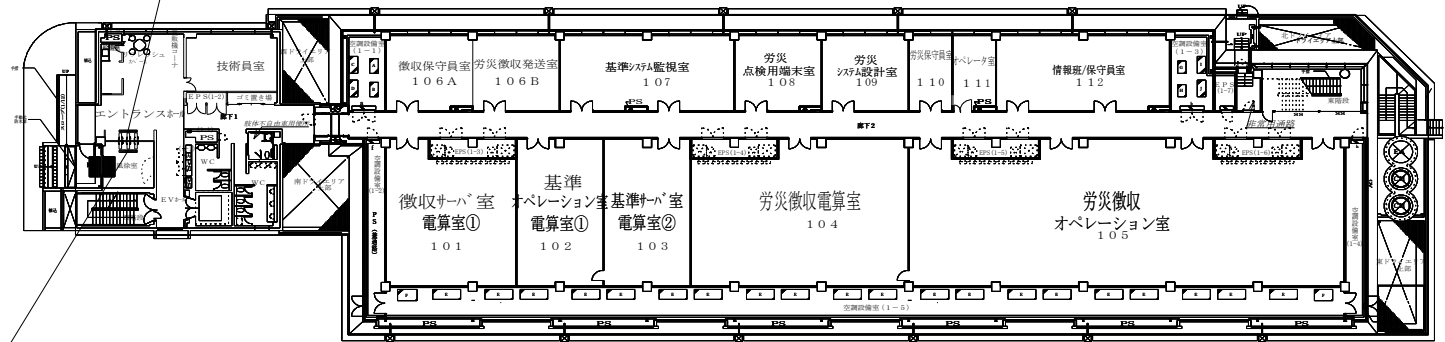
(3) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。



内側より外側に向かって



セキュリティゲート配置図



外側より内側に向かって



1階平面図 1/200

1 件名 直流電源装置保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時 年1回。厚生労働省が指示する日

（各年度実績：毎年12月31日（2018年度は5月4日））

4 点検機器

- (1) 蓄電池 型式 MSE-150 54個1組（非常照明用）  
型式 MSE-200 54個1組（受変電用・高圧）  
型式 SNSX-50 54個1組（受変電用・特別高圧）
- (2) 充電器 型式 A0-32-120-30B-ME（非常照明用）  
型式 A0-32-120-100BD-ME（受変電用）

5 一般事項

- (1) 受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。
- (2) 受託者は、厚生労働省の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。
- (3) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。
- (4) 受託者は、厚生労働省の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。
- (5) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 点検内容

(1) 蓄電池

イ 外観状況

- ① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。また、蓄電池の交換時期を確認する。
- ② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。
- ③ 全セルについて、電解液量を確認する。

- ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。
- ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。
- ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。

ロ 機能

- ① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。
- ② 浮動充電中の全セルの内部抵抗を測定し、その良否を確認する。
- ③ 上記項目が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。

(2) 充電器

イ 外箱、機器等の外観状況

- ① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。
- ② 各 부품の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。
- ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。

ロ 機能

- ① 次の値を測定し、その良否を確認する。
  - ・ 交流入力電圧
  - ・ 浮動充電電圧
  - ・ 均等充電電圧
  - ・ 負荷電圧
  - ・ 出力電流及び負荷電流（盤面計器による）
- ② 手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う。
- ③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。  
また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。
- ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。
- ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する。
  - ・ 均等充電から浮動充電への自動切替
  - ・ 負荷電圧補償装置
  - ・ タイマの設定値
  - ・ 警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、温度上昇）
- ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。

- ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。

(3) 配線、端子

内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。

(4) 絶縁抵抗測定

次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。

- ・一次主回路と大地間
- ・二次主回路と大地間
- ・一次・二次相互間

## 7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
- ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。
- なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

## 8 その他特記事項

- (1) 作業に当たっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) 点検の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (4) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。

- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得るので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に厚生労働省と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関しては、厚生労働省と協議の上決定する。

- 1 件名 受変電設備保守点検業務
- 2 履行場所  
東京都練馬区上石神井4丁目8-4  
厚生労働省上石神井庁舎（電算棟及び事務棟）
- 3 履行日時 年1回。厚生労働省が指示する日。  
（各年度実績：毎年12月31日（2018年度は5月4日））
- 4 対象等 別表のとおり
- 5 業務内容
  - (1) 一般事項
    - ①点検及び保守
      - a. 電気設備は、電気事業法(昭和39年法律第170号)による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、労働安全衛生規則等を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
      - b. 電気設備の点検及び保守は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業する時は絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
      - c. 停電予告等の関係方面への連絡は十分余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっている事を確認する。
      - d. 受変電設備の点検及び保守は、盤類、特別高圧・高圧機器等下記に定めるところにより行う。また、電気主任技術者（又は代務者）が、点検業務に立ち会うものとする。
  - (2) 盤類の点検及び保守内容
    - ①外観
      - a. 配電盤の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。なお、錆落とし等の汚れがある場合は清掃する。また、異常な変色がある場合は原因を調査する。
      - b. 出入口又は点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。なお、開閉不良がある場合は調整する。
      - c. 各所の締めつけボルトの緩みを確認し、緩みのある場合は締めつけを行う。
    - ②盤類内部
      - a. 内部配線、接地線及び端子部の損傷、過熱及び断線の有無を点検し、締め付部に緩みがある場合は増締めを行う。また、過熱異常がある場合は原因を調査する。
      - b. 母線、母線支持部及び接続部の損傷、汚れ及び変色の有無を点検する。また、汚れがある場合は清掃し、ボルト等締め付部に緩みがある場合は増締めを行う。
      - c. 配電盤の換気扇を運転し、異常音等の有無及びベアリング部の円滑性を点検する。
      - d. 端子、配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検

する。

- e. 引き出し操作機構（遮断器等）の引き出し挿入操作の状態、接触子の汚れ、変色等の有無を点検し、汚れがある場合は清掃する。なお、変色等の異常がある場合は、原因を調査する。また、ローラ、歯車等の機構部に専用グリースを塗布する。
- f. 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。

### （３）特別高圧機器の点検及び保守内容

#### ① 66kV C-GIS設備（1・2号受電盤、No.1・2主変一次盤、VCT盤、母線連絡盤、バイパスDS盤）

##### a. 盤全般下記点検の実施

- ・表示ランプの確認
- ・塗装の剥離、錆の発生、結露の有無の確認
- ・制御回路の過熱、変色の有無の確認
- ・制御回路の締付状態の確認
- ・ヒューズ溶断の有無の確認
- ・取付器具損傷の有無の確認
- ・扉のハンドルの開閉、施錠の状態確認
- ・ガス配管の錆、損傷の有無の確認
- ・メグ測定用端子の締付確認
- ・引込、送出し、盤間接続用ブッシングの亀裂、破損の有無の確認
- ・同上ケーブル母線の端末処理部の状態確認
- ・接地回路部の締付確認
- ・ガス圧力確認（圧力計又は圧力表示器）
- ・避雷器の取付け状態確認
- ・制御回路コネクタの接続状態確認
- ・外部引込み制御ケーブル部のマスキング状態確認
- ・外部引込み主回路ケーブル部のマスキング状態確認
- ・盤内の清掃作業
- ・検電装置の電圧確認
- ・絶縁抵抗の測定（主回路 1000Vメガー）

##### b. 真空遮断器下記点検の実施

- ・ワイブ測定
- ・補助スイッチの動作及び接触状態確認
- ・補助継電器の取付け状態の確認
- ・制御基板取付け状態の確認
- ・開閉表示器の表示の確認
- ・回数計の指示の確認
- ・部品の損傷、異物付着の有無の確認
- ・ボルト、ナット類の締付確認
- ・割りピン、止めリングの取付状態確認

- ・キャッチの掛りの状態確認
- ・掛合部のローラ及びピンの動作確認
- ・トリップシャフトの動作確認
- ・投入及び引外しコイルのアーマチュアの動作確認
- ・リンクにせりの有無の確認
- ・機構部の注油作業
- ・バネの発錆、変形損傷の有無の確認
- ・清掃作業
- ・手動開閉動作確認
- ・投入・開極時の時間を測定し、三極不揃いの有無の確認（保安規程の点検頻度遵守。次回予定平成31年度。）
- ・電氣的開閉動作の確認
- ・絶縁抵抗の測定（125V メガー）
- ・シーケンス試験（保護連動試験）
- ・シーケンス試験（インターロック試験は保安規程の点検頻度遵守。次回予定平成31年度。）

c. 接地断路器及び断路器下記点検の実施

- ・コネクタの接触子のつぶれ、変形の有無の確認
- ・補助スイッチ、端子台の締付確認
- ・ヒューズ溶断の有無の確認
- ・補助継電器の取付け状態の確認
- ・リミットスイッチの動作確認
- ・抵抗器の断線、損傷の有無の確認
- ・開閉表示器の表示確認
- ・回数数の指示及び動作確認
- ・部品の損傷、破片の脱落、異物付着の有無の確認
- ・ボルト、ナット類の締付け確認
- ・電動機、歯車の動作確認
- ・ギヤにかじりの有無の確認
- ・リンクにせりの有無の確認
- ・連結ロッドにゆるみの有無の確認
- ・ピンにかじりの有無の確認
- ・機構部の注油作業
- ・バネの発錆、損傷の有無の確認
- ・インターロックの動作確認
- ・清掃作業
- ・手動開閉動作の確認
- ・電氣的開閉動作の確認
- ・絶縁抵抗の測定（125V メガー）
- ・シーケンス試験（インターロック試験は保安規程の点検頻度遵守。次回予定平成31年度。）



## ②特別高圧変圧器（No.1・2）

### a. 特別高圧ガス変圧器下記点検の実施

- ・本体の塗装、発錆、汚損、設置状態の確認
- ・ブッシングのひだ欠け・ひび割れの有無の確認
- ・ブッシングの加熱跡、汚損の有無
- ・ガス配管の塗装、発錆の確認
- ・集合端子箱の塗装、発錆の有無の確認
- ・端子箱の端子締付け確認
- ・端子箱の内部結露の確認
- ・端子箱の配線状態の確認
- ・端子箱の扉締付けの確認
- ・配線間の塗装、発錆の確認
- ・ガス温度計の指示温度の確認
- ・ガス温度計の塗装、汚損、内部結露の有無の確認
- ・警報接点の設定確認
- ・ガス圧力計の塗装、発錆、汚損、内部結露の確認
- ・圧力指示値の確認
- ・蓋締付けの確認
- ・SF<sub>6</sub>ガス採取及びガス分析の実施
- ・絶縁抵抗の測定

## ③特別高圧部保護継電器

### a. 保護継電器下記点検の実施

- ・表面、外箱、本体の清掃及び締付確認
- ・CT回路短絡板の接触の確認
- ・プリント基板の外観及び差込みの確認
- ・基板、接点、部品の変色、焼損、変形の確認
- ・整定ダイヤルの動作確認
- ・直流制御電圧の確認
- ・表示器の動作確認
- ・整定値確認
- ・静特性試験
- ・シーケンス試験（保護連動試験）

## ④特高現場監視盤他（現場監視盤、保護継電器盤、中継端子盤）

### a. 各配電盤下記点検該当項目の実施

- ・盤内清掃
- ・盤内締付確認
- ・異音、異臭、異常な振動の確認
- ・扉の開閉及び施錠の状況確認
- ・結露の形跡の確認
- ・破損、損傷、発錆の確認
- ・導体の変形、変色の確認
- ・絶縁物の損傷、変形の確認

- ・アーク痕跡の確認
- ・接地板の接触状態確認
- ・盤内機器の取付状態、損傷、変色の確認
- ・配線、コネクタ類の接続状態確認
- ・P L Cデータ確認
- ・P L Cエラートレース確認
- ・各計器の零点（デジタルは除く）調整の実施

b. 特別高圧用接地端子箱の接地抵抗測定

⑤特高制御電源用直流電源装置

a. 直流電源装置下記点検の実施

- ・特高電気室
- ・運転状態の確認（各電圧、電流）
- ・清掃作業
- ・各部締付確認
- ・盤内部品の状態確認（動作、変形、腐食、異音、異臭、変色、発錆、温度、破損）
- ・絶縁抵抗測定
- ・充電切換動作確認
- ・直流出力特性確認（電流、電圧）
- ・コネクタ装着状態の確認
- ・電圧計の指示確認
- ・負荷電圧補償装置動作確認
- ・直流出力電圧波形観測
- ・保護継電器試験
- ・警報回路動作試験
- ・蓄電池の環境状態の確認
- ・蓄電池清掃作業
- ・蓄電池の外観確認（変形、亀裂、発錆、腐食、変色）
- ・浮動充電時における特性確認
- ・各計器の零点（デジタルは除く）調整の実施

⑥No. 1・No. 2 主変二次盤高圧真空遮断器

a. 主変圧器二次の高圧真空遮断器下記点検の実施

- ・主回路部、制御回路部、操作機構部の各部清掃及び締付確認
- ・主回路接続部の専用グリースの塗り直し
- ・カウンター動作確認
- ・開閉表示器の動作確認
- ・各コネクタ類の接続状態確認
- ・主接点ワイプ、遮断距離の測定及び調整
- ・補助スイッチの動作、接触抵抗確認
- ・リミットスイッチの動作、接触抵抗確認
- ・操作機構摺動部への注油及び専用グリース塗布
- ・投入・開極時の時間を測定し、三極不揃いの有無の確認（保安規程の点検

頻度遵守。次回予定平成31年度。)

- ・入力操作試験（電動・手動）
- ・シーケンス試験（インターロック試験は保安規程の点検頻度遵守。次回予定平成31年度。)
- ・絶縁抵抗測定（主回路部・制御部）

⑦No. 1・No. 2 主変二次盤高圧保護継電器

a. 主変圧器二次の保護継電器下記点検の実施

- ・外観全般の破損、汚損の確認
- ・本体及びユニットの異音、異臭の確認
- ・異物、虫類の付着の確認
- ・各種操作確認
- ・整定値確認
- ・本体及び各ユニットの各端子台、コネクタ類の確認
- ・フラットケーブル接続状態の確認
- ・DI/DO モニタの入出力状況確認
- ・LED 表示点灯の確認
- ・RAS 情報及びイベント情報の確認
- ・制御電源の測定
- ・周囲温度、環境の確認
- ・保護要素動作特性試験

⑧No. 1・No. 2 主変二次盤

a. 主変圧器二次高圧盤下記点検の実施

- ・盤内清掃
- ・盤内締付確認
- ・異音、異臭、異常な振動の確認
- ・扉の開閉及び施錠の状況確認
- ・結露の形跡の確認
- ・破損、損傷、発錆の確認
- ・断路部のグリース塗り直し
- ・母線、ケーブルなどの接続状態確認
- ・導体の変形、変色の確認
- ・絶縁物の損傷、変形の確認
- ・アーク痕跡の確認
- ・断路部の接続状態の確認
- ・接地板の接触状態確認
- ・遮断器の出し入れ状態確認
- ・インターロックピンの状態確認
- ・盤内機器の取付状態、損傷、変色の確認
- ・VT、SARなどの引出装置の出し入れ確認
- ・配線、コネクタ類の接続状態確認
- ・絶縁抵抗測定

#### (4) 高圧機器の点検及び保守内容

##### ①変圧器

- a. 本体外部及び付属品の汚れ・緩み・塗装の剥離及び錆の有無を目視及び手触により点検する。また、取付部に緩みがある場合は増締めを行い、錆及び汚れがある場合清掃する。
- b. ブッシング（端子部）及びがい管の損傷、緩み及び過熱変色の有無を目視及び手触により点検する。
- c. 接地線の緩み（端子、接続部）・断線及び端子部の変色の有無を目視及び手触により点検し、緩み部の増締めを行う。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。
- d. ダイヤル温度計の指針設定値及び指示値の良否を確認する。
- e. ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）及び警報接点の導通の良否をテストにより点検する。
- f. 保護継電器（温度継電器）の指針設定値（動作温度）の確認及び接点導通の良否をテストにより点検する。また、保護カバーの汚れ・内部の結露及び錆がある場合は清掃又は錆落としをする。
- g. 無電圧タップ切換器に破損及び変色の異常がある場合は原因を調査する。
- h. 防振装置（ゴム、スプリング等）の劣化の有無を目視及び手触により点検する。
- i. 絶縁物、巻線モールド及びバリヤに損傷及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は原因を調査する。
- j. 巻線のコロナ損傷の有無を点検する。
- k. 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛出しの異常の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。
1. 絶縁抵抗測定（主導電部と大地間を1,000V絶縁抵抗計で測定し、制御回路と大地間は、125V絶縁抵抗計で測定すること）

##### ②真空遮断器

- a. 各機構部の損傷・腐食・過熱・錆・変形等の異常の有無を点検する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。
- b. 各締付部（ボルト、端子等）の緩み及び本体の汚れの有無を目視及び手触により点検し、緩みの増締めを行う。また、汚れがある場合は清掃し潤滑油を塗布する。
- c. 操作機構の手動又は電動による入切操作・作動及びマイクロスイッチの復帰機能の良否を点検する。
- d. 接地線の損傷・断線及び変色の有無を点検し、異常があれば原因を調査する。
- e. 真空バルブ表面の汚れ・接触子損耗量（スケールによる測定）及び三極不揃いの有無を点検する。
- f. 支持絶縁物・隔離板の損傷・変形及び遮断部の汚れの有無を点検する。締めつけボルト緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。
- g. 内部操作機構（スプリング・スプリングストローク及び接合部）の損傷・変形・錆等の有無を点検し、錆がある場合は錆落としを行う。また、引外し自由試験をする。
- h. 補助開閉器の作動の良否を確認する。

- i. 遮断器投入・開極時間を測定し、規定時間にあることを確認する。
- j. 絶縁抵抗測定（主導電部と大地間を 1,000V 絶縁抵抗計で測定し、制御回路と大地間は、125V 絶縁抵抗計で測定すること）

③指示計器・表示操作・保護継電器等

- a. 機器表面の損傷・過熱・さび・腐食・変形・汚損・変色等の有無を点検する。
- b. 本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。
- c. 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。
- d. 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。
- e. 各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。
- f. 保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。
- g. シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。

④高圧進相コンデンサー

- a. ブッシング及びびがい管の汚れ、破損等の有無を点検し、端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。
- b. 外部の錆、漏油及び塗装の剥離の有無を点検する。
- c. 静電容量測定は次により測定する。
  - \* 交流ブリッジ又は電圧－電流計法で静電容量を測定する。
  - \* 測定箇所は 2 相間短絡の上、他相との間で順次各相を変えて行う。
  - \* 電圧は AC 100V 程度を使用する。
- d. 絶縁抵抗測定は、端子と大地間を、1,000V 絶縁抵抗計で測定すること。

⑤直列リアクトル

- a. ブッシング及びびがい管の汚れ、破損等の有無を点検し、端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。
- b. 外部の錆・漏油及び塗装の剥離の有無を点検する。
- c. 異音・異臭及び異常振動の有無を聴覚、臭覚及び目視により点検し、異常がある場合は原因を調査する。
- d. 絶縁抵抗測定は、端子と大地間を 1,000V 絶縁抵抗計で測定すること。

⑥避雷器

- a. 機器外面の汚損・損傷・過熱・さび・腐食・変形・変色・異音等の有無を点検する。
- b. 本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。
- c. 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。

(5) 低圧機器の点検及び保守内容

①開閉器類（配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器等）

- a. 端子部の汚損・腐食等の有無及び接続方法を点検し、締付部緩みの増締めを行う。
- b. 開閉機構を開閉操作により点検する。
- c. 漏電遮断器等の動作をテストボタン操作により行い、瞬時動作する事を確認する。
- d. 絶縁抵抗測定は、電源負荷側において下記により行う。
  - \* 各端子相互間（漏電遮断器は除く）

- \* 各端子と大地間  
125V絶縁抵抗計で測定する事。

②計器用変成器

- a. 外部の汚れ・亀裂・変形及び変色の有無を点検し、異常変色がある場合は、原因を調査する。また、ボルト緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心に錆・汚れ等がある場合清掃を行う。
- b. 絶縁抵抗測定は、低圧巻線相互間を125V絶縁抵抗計で測定すること。

③ヒューズ類

- a. ヒューズに溶断・損傷等の有無を点検する。
- b. 規定の種類及び容量の物が使用されていることを確認する。

(6) 配線の点検及び保守内容

連絡母線について、盤間配線の傷・変色等の有無を目視確認すること。

(7) 接地抵抗測定

各種接地極（A種・B種・C種・D種・避雷器等）の接地抵抗測定を行う。

(8) その他

①事前に打ち合わせを行うので出席すること。

②作業当日は他設備の点検業者及び工事業者との工程調整に協力すること。

③仮設電源

下記作業スペース等における各種電源を用意すること。

- ・受変電室・CVCF室・自家発室・地下2階廊下・設備監視室・守衛室・トイレ及び電話交換機室等に係る照明・制御用電源一式

④報告書作成

点検結果について報告書を作成し、以下のとおり提出すること。

紙媒体

2部

電子媒体（CD-R）

1枚

## 【1】特別高圧受変電設備点検作業（電算棟内）

作業名	形状等	単位	数量
特別高圧盤内点検・増縮点検及び清掃	1・2号 受電盤	面	2
	No 1・2 主変一次盤	面	2
	母線連絡盤-1・2	面	2
	バイパスDS盤	面	1
	VCT盤	面	1
	No 1・2 主変二次盤	面	2
	現場監視盤	面	1
	保護継電器盤	面	1
	中継端子盤	面	1
直流電源装置点検	直流電源盤	面	1
	バッテリー点検	式	1
	非常用電源盤（MCCB盤）	面	1
シーケンス試験	指示計器、表示操作、保護連動試験等	式	1
特別高圧変圧器点検	4000kVA	台	2
特高交流真空遮断器点検	72kV・800A	台	4
特高交流断路器点検	72kV・800A	台	12
接地開閉装置点検	72kV	台	11
継電器試験	過電流継電器（51）	台	6
	地絡過電流継電器（51G）	台	2
	過電流継電器（51P）	台	6
	比率作動継電器（87T）	台	6
	マルチレ（MCR-S）	台	2
避雷点検（SAR）	特高部 84kV、10kA×3	台	6
	高圧部 8.4kV、2.5kA×3	式	2
	VT6.6kV／110V	台	2
接地抵抗測定	特別高圧用接地端子箱	面	1
絶縁抵抗測定	所内特高部及び高圧部	式	1

【2-1】 高低圧受変電設備点検作業（電算棟内）

作業名	形状等	単位	数量
盤内点検・増締点検	高圧盤（引込盤・遮断器盤）	面	26
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	6
	高圧盤（変圧器盤・MCCB盤）	面	8
	低圧盤（MCCB盤）	面	3
盤内清掃作業	高圧盤（引込盤・遮断器盤）	面	26
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	6
	高圧盤（変圧器盤・MCCB盤）	面	8
	低圧盤（MCCB盤）	面	3
キュービクル点検	外観、盤類内部点検	基	43
シーケンス試験	指示計器、表示操作、保護継電器等	回路	29
乾式変圧器（モールド）点検	100kVA	台	1
	150kVA	台	3
	500kVA	台	1
	1,000kVA	台	3
高圧交流真空遮断器点検	HA12X-A1	台	33
	HA12X-A1Z		
負荷断路器点検	V3-4	組	2
高圧真空電磁接触器点検	HN46AX-2S1J	台	5
継電器試験	51：交流過電流継電器 QH-OC1	台	25
	59：交流過電圧継電器 QH-OV1	台	1
	64G：地絡過電圧継電器 MVG-A1V-R	台	2
	67：地絡方向継電器 MDG-A1V-R	台	6
	27：不足電圧継電器 QH-UV1	台	7
高圧進相コンデンサー点検	AF702101KHA1	台	5
直列リアクトル点検	CR702101KDE5	台	5
避雷器点検	BVA598LB-10A1P	台	2
計器用変成器点検	CT、VT、ZCT	台	80
接地抵抗測定	接地抵抗盤、低圧分電盤	所	76
絶縁抵抗測定	高圧幹線	所	24
	低圧幹線	所	204



【2-2】 高低圧受変電設備点検作業（事務棟内）

作業名	形状等	単位	数量
盤内点検・増締点検	高圧盤（受電盤）	面	1
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	1
	低圧盤（MCCB盤）	面	4
盤内清掃作業	高圧盤（受電盤）	面	1
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	1
	低圧盤（MCCB盤）	面	4
キュービクル点検	外観、盤類内部点検	式	1
シーケンス試験	指示計器、表示操作、保護連動試験等	式	1
乾式変圧器（モールド）点検	1φ 105/210V 150KVA	台	1
	1φ 105/210V 150KVA	台	1
	1φ 105/210V 150KVA	台	1
	3φ 200V 200KVA	台	1
高圧交流真空遮断器点検	V F - 1 3 P H - D	台	1
高圧負荷断路器点検	D V - 3	組	1
高圧負荷開閉器点検(LBS)	P F S - 2 0 1 T M - W	台	1
	P F S - 2 0 1 - M - Y	台	4
継電器試験	51 : 交流過電流継電器 MOC-AIT-R	台	1
	漏電火災警報器 LGR1	台	1
高圧進相コンデンサー点検 (直列リアクトル含む)	PET-FK2 7.2KV 53.2Var (HM-LN2)	式	1
計器用変成器点検	CT、VT	台	4
接地抵抗測定	接地抵抗盤	面	1
高圧絶縁抵抗測定	高圧幹線、高圧変圧器、SC回路	式	1
	低圧幹線	式	1

【3-1】負荷設備点検作業（電算棟内）

作業名	形状等	単位	数量
点検・増締確認	電灯分電盤	面	1 1
	動力分電盤	面	4 5
絶縁抵抗測定	電灯分電盤	面	1 1
	動力分電盤	面	4 5

【3-2】負荷設備点検作業（事務棟内）

作業名	形状等	単位	数量
点検・増締確認	電灯分電盤	面	8
	動力分電盤	面	3
絶縁抵抗測定	電灯分電盤	面	8
	動力分電盤	面	3

1 件名 非常用自家発電機保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時 年1回。厚生労働省の指示する日。

（全館停電日：毎年12月31日（2018年度は5月4日））

4 対象機器

製造会社	形式	製造番号
川崎重工業	PU-1500KVA 単純開放サイクル1軸式	KHI-422011 (1号機) KHI-4220111 (2号機)

※定格出力=1,368KW、定格回転数=22,000rpm、使用燃料=白灯油、燃料制御=電気油圧式、燃料消費量=655L/H、

※発電機室設備外観点検 ガスタービン（含減速装置）1台、交流発電機1台、始動電動機2台、燃料供給装置一式、潤滑油供給装置一式

5 一般事項

(1) 受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。

なお、ガスタービン発電設備の配置図は別紙のとおり。

(2) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。

(3) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。

(4) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。

(5) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 6 業務の範囲

### (1) 設備環境

- ① 可燃物貯蔵状況の有無
- ② 周囲の整理、整頓の状況（障害物、保有距離等）
- ③ 水の浸透等の状況、換気機能の状況

### (2) 耐震装置

- ① 防震装置及び基礎ボルトが適正に維持されているかの有無
- ② 燃料・潤滑油用可とう管などに変形、損傷がなく取り付け状態が正常であるかの有無
- ③ ストップ等の偏加重、溶接部の剥がれ等の有無を点検する。
- ④ 基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震装置が適正である事を確認する。

### (3) 燃料系統

- ① 燃料小出槽の外観点検及び残油量の確認、ドレンより水分混入の有無を確認
- ② 燃料移送・返油ポンプ自動運転・停止シーケンスの確認及び機能点検・ストレーナ清掃
- ③ 燃料ポンプ（メイン・プライマリ）の外観上の点検及び運転時の異常発熱の有無等を確認・起動燃料圧力の測定
- ④ 燃料コントローラのレバーの動きを確認・グリスアップの実施並びに運転時の動作確認
- ⑤ ソレノイドバルブ（メイン・プライマリ・バイパス）の外観点検及び抵抗値の測定・開閉音聴診点検
- ⑥ 燃料フィルタの外観点検及び内部エレメントの交換
- ⑦ 燃料噴射弁の清掃及び噴霧状態の確認

### (4) 定期点検（消防法第 14 条の 3 の 2 「地下タンク貯蔵所」、「一般取扱所」）

- ① 貯蔵危険物の確認
- ② タンク内の液面高さ（残油量）・検知管水位の測定
- ③ 気温及び液面温度の測定、記録
- ④ タンク本体気相部及び配管の微加圧検査
- ⑤ タンク本体液相部の聴音検査・水位検査

### (5) 潤滑油系統

- ① 潤滑油量の確認及び汚損の有無等確認
- ② 潤滑油ポンプの外観点検及び運転時の異常発熱の有無等を確認

- ③ ガバナ用潤滑油ポンプの外観点検及び運転時の異常発熱の有無等を確認
- ④ 潤滑油フィルタの外観点検及び内部エレメントの交換
- ⑤ 圧力調整弁の運転時機能点検
- ⑥ 温度調整弁の開閉動作の確認
- ⑦ 圧カスイッチの機能点検

(6) 始動系統（蓄電池を電源とする直流電動機始動）

- ① バッテリーの各セル電圧・内部抵抗を計測すると共に、端子・接続バー等に発錆及びボルトの緩み等を確認
- ② 始動回数試験を行い、消防法で定める駆動が出来る容量で有ることを確認する。
- ③ 充電器の充電電圧・電流を計測及び外観点検
- ④ セルモータの開放点検にてブラシ点検及びエアークリーニング

(7) 制御系統

- ① ピックアップ（回転検出・制御用）の抵抗値測定及びコネクタの緩み等の点検
- ② 排気温度センサの抵抗値・絶縁抵抗測定及びコネクタの緩み等の点検
- ③ 各コネクタの緩み等の点検

(8) 点火系統

- ① エキサイタの外観点検・機能点検並びに高圧ケーブル・キャップの焼損点検
- ② スパークプラグの外観点検及びスパーク点検

(9) ガスタービン（機関）

- ① 燃焼器及びライナーの外観点検
- ② No.1 オイルシールの点検（シールからの漏油点検）
- ③ カップリングの汚損・劣化・クラック等の点検
- ④ カップリングボルトの緩み・脱落・発錆の有無等の点検

(10) 発電機

- ① 軸受の外観点検及び運転時異常発熱の有無を点検（グリスアップ含む）
- ② 巻線・導線部の焼損・脱落等異常の有無を点検
- ③ 端子接続ボルト・ナットの緩み及び絶縁シール材の劣化等の点検
- ④ 接地接続ボルトの緩み・脱落・発錆の有無等の点検
- ⑤ 発電機主回路の絶縁抵抗測定（1,000Vにて5MΩ以上）

(11) 給（吸）排気系統

- ① 給排気（換気）ファン等の据え付け状態、回転部及びベルトの緩み、損傷、亀裂及び連動運転・停止、異音、異常振動等の点検
- ② 貫通部の状況の有無
- ③ オイルクーラファン等の据え付け状態、損傷、亀裂点検及び連動運転・停止、異音、異常振動等の点検
- ④ 給気ルートでの損傷、異物等の詰まりの有無を点検
- ⑤ 排気消音器に発錆、支持金具、緩衝装置等の損傷及び排気管部の断熱覆や排気伸縮部分の断熱材に脱落、損傷等の箇所がないかの有無を点検

(12) 制御盤（自動始動発電機盤・直流電源盤）

- ① 各盤面表示灯・切替スイッチ・ボタン及び内部ヒューズ・リレー・タイマ・配線・端子等の損傷、動作不良等の有無を点検
- ② 直流電源盤内電磁接触器に発錆、スパーク及び焼損の有無を点検
- ③ 各補機回路の絶縁抵抗測定（500Vにて0.2MΩ以上）
- ④ 励磁回路の絶縁抵抗測定（500Vにて3MΩ以上）
- ⑤ 各保護継電器の特性試験異常の有無を点検

(13) 始動シーケンス

- ① 各保護装置動作試験を行い、異常の有無を確認
- ② 手動、自動起動・停止試験を行い、異常の有無を確認（連続無負荷運転約15分間実施）
- ③ 運転時及び運転後に異音、異臭、漏油、ガス漏れ、排気色に異常がないか確認
- ④ 各計器類の停止中・運転時の異常の有無を確認
- ⑤ 電圧調整試験を行い、定格電圧±5%がスムーズに移動可能なことを確認
- ⑥ 速度調整試験を行い、回転速度98～105%がスムーズに移動可能なことを確認
- ⑦ 運転諸元計測を記録する（起動・停止時間、起動時の最高排気温度、運転時の各記録等）

7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。

- ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。
- なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

## 8 その他特記事項

- (1) 作業に当たっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) 点検の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (4) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。
- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得るので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に委託者と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関しては、委託者と協議の上決定する。

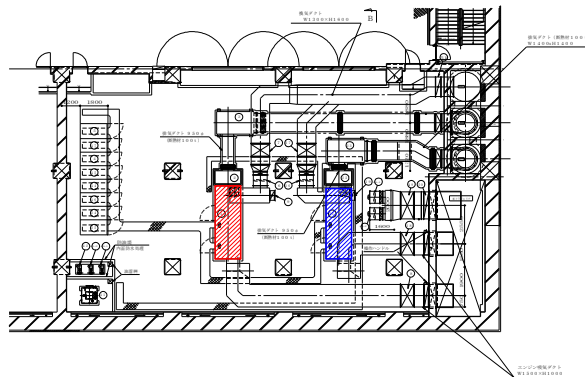
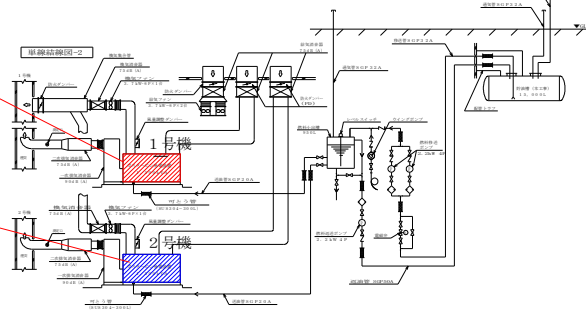
ガスタービン発電設備 配置図



1号機

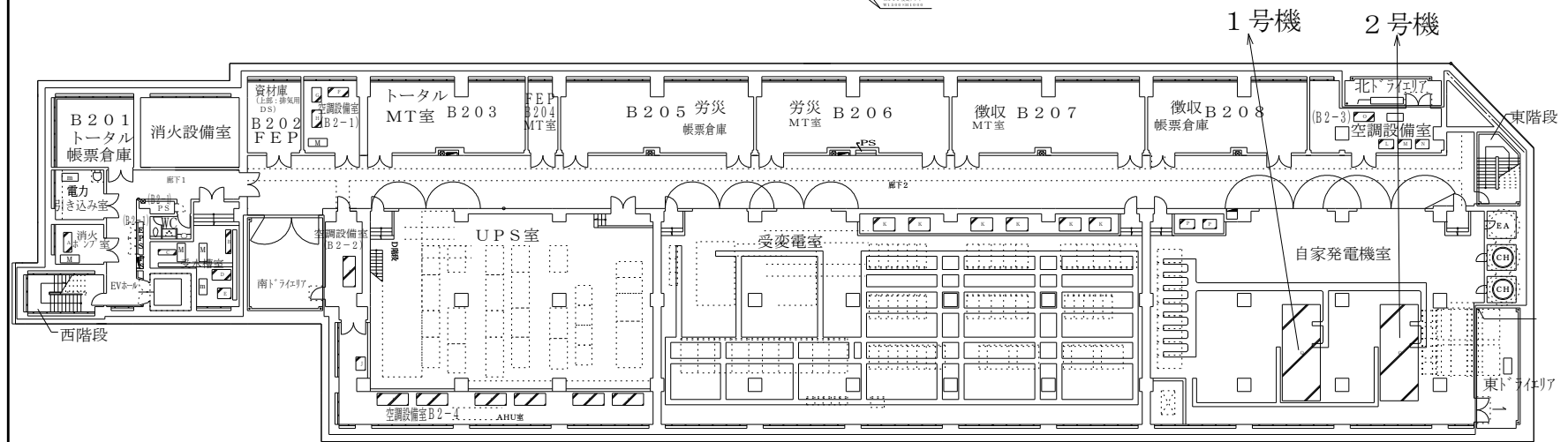


2号機



機器一覧表

番号	機器名称	数量	備考
①	1号機ガスタービン発電装置	1	1500kVA
②	一次排気消音器	1	90dB(A)
③	二次排気消音器	1	75dB(A)
④	1号機自動始動発電機盤	1	
⑤	1号機直流電源盤	1	
⑥	換気ファン	1	3.7kW-6P
⑦	換気消音器	1	75dB(A)
⑧	エンジン吸気消音器	1	75dB(A)
⑨	風量調節ダンパ	1	
⑩		1	
⑪			
⑫	2号機ガスタービン発電装置	1	1500kVA
⑬	一次排気消音器	1	90dB(A)
⑭	二次排気消音器	1	75dB(A)
⑮	2号機自動始動発電機盤	1	
⑯	2号機直流電源盤	1	
⑰	換気ファン	1	3.7kW-6P
⑱	換気消音器	1	75dB(A)
⑲	エンジン吸気消音器	1	75dB(A)
⑳	風量調節ダンパ	1	
㉑			
㉒			
㉓	燃料小出槽	1	950L
㉔	燃料移送ポンプ	1	2.2kW
㉕	NO.1燃料移送ポンプ	1	2.2kW
㉖	NO.2燃料移送ポンプ	1	2.2kW
㉗	同期盤	1	
㉘	NO.1フィーダ盤	1	
㉙	NO.2フィーダ盤	1	
㉚	補機盤	1	
㉛	NO.1給気ファン	1	3.7kW-6P
㉜	NO.2給気ファン	1	3.7kW-6P
㉝	給気消音器	1	75dB(A)
㉞	給気ダンパ(PFVD)	1	
㉟	換気ダンパ(PFVD)	1	



地下2階平面図 1/200



1 件名 非常用自家発電機制御盤保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎(電算棟)

3 履行日時 年1回。厚生労働省の指示する日。

(全館停電日を想定:各年度実績12月31日(2018年度は年5月4日))

4 対象機器

(1) 発電機

① 1号機 川崎 PU1500形B-ER 1, 500KVA

② 2号機 川崎 PU1500形B-ER 1, 500KVA

(2) 制御盤

① 1号, 2号自動発電機盤 型式 CD-AG 2面

② 1号, 2号フイーダ盤 型式 CD-AF 2面

③ 1号, 2号直流電源盤 型式 2面

④ 補機盤 1面

⑤ 同期盤 1面

(3) 保護継電器

① 過電流継電器 51G1、51G2 形式 K2ZC-K2CA-D03 2台

② 不足電圧継電器 27G1、27G2 形式 K2ZC-K2VU-S1 2台

③ 過電圧継電器 59G1、59G2 形式 K2ZC-K2VA-T1 2台

④ 逆電力継電器 67PG1、67PG2 形式 K2ZC-K2WR-R1 2台

⑤ 地絡過電圧継電器 64G 形式 K2ZC-K2GV-T 1台

⑥ 地絡方向継電器 67GF1、67GF2 形式 K2ZC-K2GF-B 2台

⑦ 界磁喪失検出器 40G2 形式 SDV-FL4 2台

(4) 真空遮断器 V-6F-12A-FA 6台

(5) 絶縁抵抗測定

界磁回路、電機子回路、主回路相間

## 5 一般事項

- (1) 常用電源が停電した場合保安電力供給の為、又防災上必要な設備に電力を供給する為の建築基準法(昭和25年法律第201号)で定める「予備電源」、消防法で定める「非常電源」がある。これらの法的な点検及び報告の義務に対応し、かつ、予防保全としての最低基準としての内容も含めることとする。
- (2) 受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。
- (3) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。
- (4) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。
- (5) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。
- (6) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 6 業務の範囲

### (1) 発電機

- ① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。
- ② 発電機巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。
- ③ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。
- ④ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。

### (2) 盤類

発電機盤、盤本体、内部配線等

- ① 盤本体、扉、ちょう番等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。  
また、扉の開閉が確実に行えることを確認する。
- ② 母線及び制御用、操作用、表示用等の配線腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。  
なお、過熱がある場合は原因を調査する。
- ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。
- ④ がいし類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。

⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。

⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。

なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。

### (3) 盤内機器

電圧調整装置 (AVR) の変形、損傷、腐食、塵埃の付着、過熱及び接触不良の有無を点検し、塵埃の付着がある場合は清掃する。なお、過熱等がある場合は原因を調査する。

### (4) 交流遮断器

① 各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等の異常の有無を点検する。

なお、過熱がある場合は原因を調査する。

② 各締付 (ボルト、端子等) 緩み及び本体の汚れの有無を目視及び手触により点検し、緩みの増締めを行う。また、汚れのある場合は清掃し潤滑油を塗布する。

③ 操作機構の手動又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの復帰機能の良否を点検する。

④ 接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば原因を調査する。

⑤ 支持絶縁物、隔離板の損傷、変形及び遮断部の汚れの有無を点検する。

締付ボルト緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。

⑥ 内部操作機構 (スプリング、スプリングストローク及び接合部) の損傷、変形、錆等の有無を点検し、錆がある場合は錆落としを行う。

また、引外自由試験をする。

⑦ 補助開閉器の作動の良否を確認する。

⑧ 遮断器投入・開極時間を測定し規定時間内にあることを確認する。

⑨ 絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間を 1、000 V 絶縁抵抗計で測定し、100 MΩ 以上あることを確認する。

⑩ 制御回路と大地間を 500 V 絶縁抵抗計で測定し、1 MΩ 以上あることを確認する。

### (5) 指示計器、表示操作、保護継電器

① 各指示計器の零点調整を行う。

② シーケンス試験 (インタロック試験、保護継電器との連動試験及び総合作動試験) を図面に基づいて行う。

③ 保護継電器等の故障検出を作動 (トリップ、ベル、ブザー) させて警報及び故障表示の確認を行う。

④ 保護継電器 (補助継電器を含む) の汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子緩みの増締めを行い、汚れ等がある場合は清掃する。

⑤ 保護継電器内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷の有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。汚れがある場合は清掃する。

⑥ 保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い、継電器単体の良否を判定する（2回測定し平均値をとる）。

また、系統に要求される条件を満足するよう整定し、下記により測定する。

\* 過電流継電器は、整定値に対する動作時間を制定し、保護協調が完全である事を確認する。また、電流整定タップの200%、300%、500%の電流を通电した時の動作時間を測定する。

\* 不足電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの80%に急変した時の動作時間を測定する。

\* 過電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの130%の電圧を印加した時の動作時間を測定する。

\* 地絡過電圧継電器は、整定タップ30%に対する動作電圧を測定する。

\* 電力継電器は、整定タップ50%に対する最小動作値を測定する。

#### (6) 配線用遮断器等の開閉器類（電磁接触器）

① 端子部の汚損、腐食等の有無及び接続方法を点検し、締付部緩みの増締めを行う。

② 開閉機構を開閉操作等により点検する。

③ 絶縁抵抗測定は、電源負荷側において、下記により行う。

各端子相互間、各端子と大地間500V絶縁抵抗計で測定し、5MΩ以上あることを確認する。

#### (7) 計器用変成器

① 外部の汚れ、亀裂、変形及び変色の有無を点検し、異常変色がある場合は原因を調査する。また、ボルトの緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心に錆、汚れ等がある場合は清掃する。

② 絶縁抵抗測定は、低圧巻線と大地間及び低圧巻線相互間を500V絶縁抵抗計で測定し、2MΩ以上あることを確認する。

#### (8) ヒューズ類

① ヒューズに熔断、損傷等の有無を点検する。

② 規定の種類及び容量のものが使用されていることを確認する。

#### (9) 自動始動盤

盤本体、内部配線等

① 盤本体、扉、ちょう番等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。また、扉の開閉が確実に行えることを確認する。

② 母線及び制御用、操作用、表示用等の配線腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。

なお、過熱がある場合は原因を調査する。

- ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。
- ④ がいし類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。

#### (10) 同期検定盤

##### ① 盤本体、内部配線等

- イ 盤本体、扉、ちょう番等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。また、扉の開閉が確実にできることを確認する。
- ロ 母線及び制御用、操作用、表示用等の配線腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。
- ハ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。
- ニ がいし類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ホ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ヘ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。

##### ② 制御回路部

- イ 補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置燃料移送ポンプ等）の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。
- ロ 補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを、確認する。

#### (11) 直流電源盤（整流装置）

- ① 表示灯類の点灯状態を点検する。
- ② 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。
- ③ 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。
- ④ 蓄電池のセル電圧の確認、総出力電圧の確認をする。

## 7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
  - ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。  
なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

## 8 その他特記事項

- (1) 作業に当たっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) 点検の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (4) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。
- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得ますので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に委託者と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関しては、委託者と協議の上決定する。

- 1 件名 照明制御装置保守点検業務
- 2 委託場所  
東京都練馬区上石神井4-8-4  
厚生労働省上石神井庁舎(電算棟)
- 3 履行日時  
年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。(1~2月の1日を予定。)
- 4 業務内容  
受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働に必要とされる場合には、部品交換等を実施するものとする。
- 5 対象機器  
照明監視装置・・・TOTALINK-L10
- 6 点検内容
  - (1) 基本点検(機能外観)
    - ・電源部
      - ① 一次供給電源の電圧測定
      - ② 二次電源の電圧測定
        - 中央処理装置用 5V
        - 電送信号用 24V
      - ③ 清掃、増し締め
    - ・操作部
      - ② 個別発停操作確認
      - ② LCD画面から操作、動作確認
      - ③ 設定変更操作、スケジュール、グループ等の設定変更動作確認
      - ④ テンキー、タッチパネル操作確認
      - ⑤ 清掃、増し締め
    - ・中央処理装置(CPU)
      - ① 清掃、増し締め
      - ② 動作表示の確認
      - ③ CPUボードのLED表示確認
      - ④ 通信ボード(RS232-C)のLED表示確認
      - ⑤ 伝送ボードのLED確認
    - ・制御ユニット(個別、グループ)
      - ① 清掃、増し締め
      - ② 表示LED点灯確認
      - ③ 警報時動作確認
    - ・フロッピーディスクドライブ
      - ① 清掃、FDDクリーナー使用
      - ② データのバックアップし確認
    - ・メッセージプリンター(パネルタイプ)
      - ① 清掃

② テスト印字及び警報試験印字確認

(2) 機能点検

・監視機能

- ① 警報履歴確認 (主にシステム異常の確認)
- ② 最新データ保存、I/Oデータ・設定データ

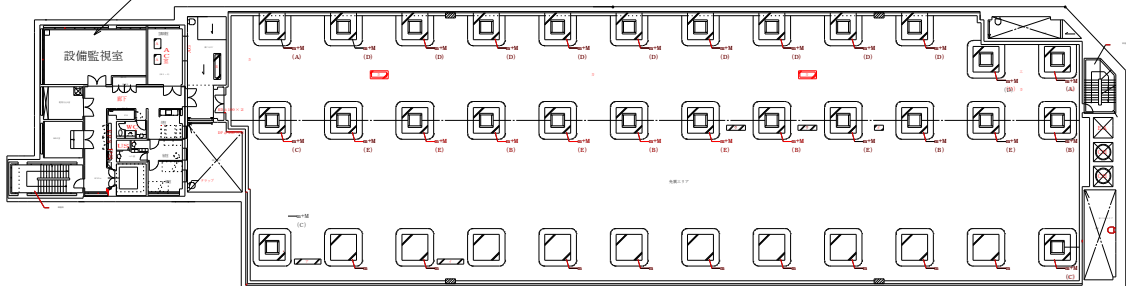
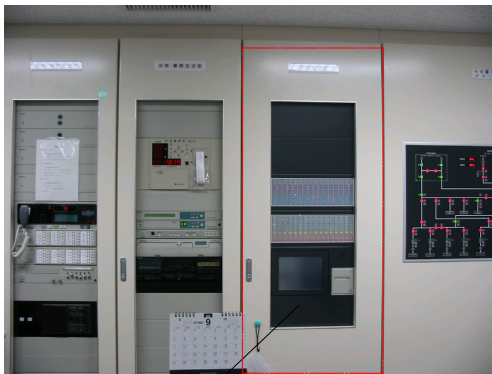
7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
  - ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体 (CD-R) 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、工事報告書に添付しなければならない。  
なお、写真はデータ (上記②) としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

照明制御装置





## (2) ケ

- 1 件名 無停電定電圧定周波電源設備（CVCF）保守点検業務
- 2 履行場所  
東京都練馬区上石神井4丁目8-4  
厚生労働省上石神井庁舎電算棟
- 3 履行日 年1回。厚生労働省が指示する日。  
(全館停電日を想定：各年度実績12月31日(2018年度は5月4日))
- 4 対象機器等

①CVCF装置(400kVA)	6式
②蓄電池(MSE-500×272セル)	6式
③CVCF系高压分岐盤	1式
④入力変圧器盤	6式
⑤直送系高压分岐盤	1式
⑥直送変圧器盤	2式
⑦並列盤	1式
⑧直送分岐盤	1式
⑨出力切換盤	4式
⑩保守バイパス盤	12式
⑪システム監視盤	1式
- 5 一般事項
  - ①作業にあつては、運転・監視・点検及び保守等の記録を十分検討する。
  - ②作業にあつては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に必要な養生を行う。
  - ③作業が終了したときは、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じ、建物の床、壁、機器等を清掃する。
  - ④点検及び保守の結果、機能に異常がある場合又は劣化がある場合には、とるべき必要な措置を報告書に記入する。
  - ⑤電気設備は、電気事業法(昭和39年法律第170号)による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程、労働安全衛生規則等を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
  - ⑥電気設備の点検及び保守は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業する時は絶縁防具、保護具等を用いて行うものとする。
  - ⑦交流無停電電源装置の点検保守に当っては、停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電露出部に対する安全装置並びに施錠又は標識の設置の確認を行う。また、当該設備について機器の操作の範囲及び分担の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。
  - ⑧交流無停電電源装置の点検及び保守は、主任技術者(又は代務者)が、点検業務に立ち会うものとする。

## 6 点検内容

点検は下記により行う。

### ①目視点検及び清掃

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)変色部品の有無確認	目視にて変色部品の有無を確認する。
(2)変形及び破損部品の有無確認	目視にて変形部品及び破損部品の有無を確認する。
(3)コンデンサー等の油洩れの有無確認	目視にてコンデンサー等の油洩れの有無を確認する。
(4)放電痕跡の有無確認	目視にて放電痕跡の有無を確認する。
(5)盤内清掃	掃除機・ハケ・ウエス等により盤内の清掃を実施する。 また、ユニットは全て抜き出し、掃除機・ハケ・ウエス等で清掃する。
(6)錆発生箇所の有無確認	目視にて錆の発生の有無を確認し、発生の場合は除去する。
(7)コネクタ挿入状態確認	触手にてコネクタの挿入状態を確認する。
(8)異物混入の有無確認	目視にて盤内及びユニット内の異物の有無を確認する。
(9)抵抗器類の外観点検	目視にて抵抗器類の外観に亀裂やヒビの有無を確認する。
(10)ヒューズ類の外観点検	目視にてヒューズ類の外観に亀裂やヒビの有無を確認する。
(11)冷却扇ベアリング音の確認	冷却扇を手で回しベアリングに異常音が無いことを確認する。
(12)主回路締付け点検	主回路の締付け部にスパナを当て、締付ける方向へ回し、緩みが無いことを確認する。もし、緩みがある場合は増締めする。
(13)制御回路締付け点検	制御回路の締付け部にドライバーを当て、緩みが無いことを確認する。
(14)変圧器・リアクトル類端子の締付け及び外観点検	(13)と同様。また、変圧器・リアクトル類の外観に焼損等が無いことを確認する。
(15)コンタクタの接点点検	コンタクタの接点カバーを開けて、目視にて接点の銀ろう付け部外観に変形やヒビが無いことを確認する。

### ②絶縁抵抗値測定

点 検 内 容	点 検 方 法						
(1)絶縁抵抗値測定	<p>500V絶縁抵抗計にて絶縁抵抗値を測定し下記の規定値以上であることを確認する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>交流入力回路－大地</td> <td>5MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>直流入力回路－大地</td> <td>5MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>交流出力回路－大地</td> <td>5MΩ以上</td> </tr> </tbody> </table>	交流入力回路－大地	5MΩ以上	直流入力回路－大地	5MΩ以上	交流出力回路－大地	5MΩ以上
交流入力回路－大地	5MΩ以上						
直流入力回路－大地	5MΩ以上						
交流出力回路－大地	5MΩ以上						

### ③制御装置の確認

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)制御装置内 各部電圧測定	制御装置の各部電圧を測定し、規定値内であることを確認する。
(2)ゲート制御回路内各部 波形観測	ゲート制御回路内各部の波形をオシロスコープで観測し、異常波形の無いことを確認する。

### ④無負荷特性試験

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)起動・停止試験	C V C Fを起動・停止し、異常が無いことを確認する。また、運転中に重故障を発生させ自動的に停止することを確認する。
(2)出力電圧波形の確認	C V C Fの出力電圧をオシロスコープにて観測し、波形のブレ等が無いことを確認する。
(3)インバータの電圧波形 の確認	インバータのチェック端子をオシロスコープにて観測し、波形のブレ等が無いことを確認する。
(4)停電動作の確認	C V C F運転中、模擬的に停電を発生させ、正常動作となることを確認する。
(5)並列投入・解列動作の確認	C V C Fの並列投入及び解列が正常に出来ることを確認する。
(6)バイパス送電切換の確認	C V C F送電、バイパス送電の切換が正常に出来ることを確認する。

### ⑤保護回路連動試験

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)故障検出回路の動作確認	C V C F運転中、模擬的に故障を発生させ、故障検出回路が正常であることを確認する。
(2)周辺盤の表示確認	(1)の時、周辺盤の表示が正常であることを確認する。
(3)タイマー及び保護 リレーの設定値確認	タイマー及び保護リレーの設定が適正であることを確認する。

### ⑥予備品点検

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)予備品員数の確認	予備品リストにから予備品の員数を確認する。

### ⑦盤面指示計器の動作確認

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)盤面指示計器の動作確認	C V C F運転中に各盤の指示計器の指示が正常であることを確認する。

⑧運転状態の確認

点 検 内 容	点 検 方 法				
(1)室内換気及び空調状況の確認	C V C F 運転中の室温、湿度が下記の規定値で有ることを確認する。また、空調機が正常に動作している事を確認する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>周囲温度</td> <td>0 ~ 40 ° C</td> </tr> <tr> <td>湿 度</td> <td>35 ~ 85 %</td> </tr> </table>	周囲温度	0 ~ 40 ° C	湿 度	35 ~ 85 %
周囲温度	0 ~ 40 ° C				
湿 度	35 ~ 85 %				
(2)表示灯の点灯確認	C V C F 運転中に各盤の表示灯の点灯が正常で有ることを確認する。				

⑨蓄電池 (MSE-500×272セル) : 6組

点 検 内 容	点 検 方 法
(1) 浮動充電中の蓄電池 総電圧の測定	電圧計で、蓄電池総電圧を測定する。 蓄電池の総電圧は、 $2.23V \times 272 \text{セル} = 606.56V$ とする。
(2) 浮動充電中の蓄電池 電圧の測定	電圧計で、蓄電池 (全セル) の単セル電圧を測定する。 蓄電池の単セル電圧は、 $2.23V \pm 0.05V$ 内であること。
(3) 蓄電池の外観点検	電槽、蓋などに亀裂、変形などの損傷及び漏液のないことを確認する。 液栓パッキン類の損傷がないことを確認する。 ほこりなどによる汚損のないことを確認する。 接続板、端子等に発錆のないことを確認する。 ボルト、ナットの緩みがないことを確認する。緩みがあるときは増締めをする。 電極板活物質等の脱落の有無を確認する。 予備品の確認、所定の員数ある事を確認する。

7 点検報告書

点検結果について報告書を作成し、以下のとおり提出すること。

紙媒体	2部
CD-R媒体	1枚

8 その他

- (1) 自家用電気工作物定期自主検査 (年次点検) の調整会議に出席すること。
- (2) 受変電設備点検と同日点検となるので、総合シーケンス試験 (UPS 運転時に実際に停電させて、異常のないことを確認する。) 終了時まで立ち会うと共に、終了後の各システム立ち上げ安定稼働に入るまで待機すること。
- (3) 当日は他設備の点検業者及び工事業者が数社入る為、各業者間の行程調整に協力すること。

1 件名 シャッター保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4  
厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時

年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。（10～11月の土曜もしくは日曜を予定。）

4 業務内容

受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。

5 対象機器

- ① SS-1/101 W-3390、H-2300 1台
- ② SS-2/102 W-3330、H-2300 1台
- ③ SS-3/201 W-3595、H-2300 1台
- ④ SS-4/202 W-3330、H-2300 1台
- ⑤ SS-3/301 W-3595、H-2200 1台
- ⑥ SS-4/302 W-3330、H-2200 1台
- ⑦ /SB101 W-1886、H-2390 1台
- ⑧ /SB201 W-1886、H-2590 1台
- ⑨ /S101 W-1886、H-2950 1台
- ⑩ /S201 W-1886、H-2590 1台
- ⑪ /301 W-1886、H-2590 1台

なお、配置図は「別紙」のとおり

6 点検内容

(1) 開閉機関係

- ① 開閉機油量の適否、回転時の異常音の確認
- ② モーター回転時の異常音、発熱状態の確認

(2) 開閉伝導装置関係

- ① ブレーキ作動状態、ライニングの摩耗状態の確認
- ② 手動装置クラッチ切り替えの良否、手動用チェーンの操作力
- ③ シャフトローラチェーンテンションの良否、ジョイントの確認
- ④ ワイヤロープの摩耗度、結び目の確認
- ⑤ ワイヤローラの回転状態、摩耗度の確認
- ⑥ シャフトスプロケットスプールキーの状態、開閉スプロケットの芯振れの確認

- ⑦ 巻き取りシャフトの回転状態、シャフトかたよりの有無
- ⑧ ワイヤードラムスプールキーの状態、ワイヤー巻き取り状態の確認
- ⑨ ブラケット、駆体とのアンカーボルトの緩み、溶接状態の確認
- ⑩ 軸受け、回転状態、ブラケットとのセットボルトの状態確認

(3) スラット・ケース関係

- ① スラットの変形、損耗、片寄り、異常音の有無
- ② スラット吊りもと変形の有無、セットボルトの状態確認
- ③ 座板損傷の有無
- ④ スラット押し車損傷の有無、回転状態
- ⑤ レールの変形、清掃の確認
- ⑥ ケースの変形点検口の確認

(4) 電気関係

- ① 制御盤の損傷、接続端子の緩み確認、サーマルリレーの容量確認、ナイフスイッチのヒューズ容量確認、マグネットスイッチの作動状態
- ② リミットスイッチローラチェーンのセンターテンションの良否作動確認
- ③ 押しボタンスイッチ施錠確認、ボタンの押し具合確認
- ④ ソレノイド、安全スイッチの作動確認

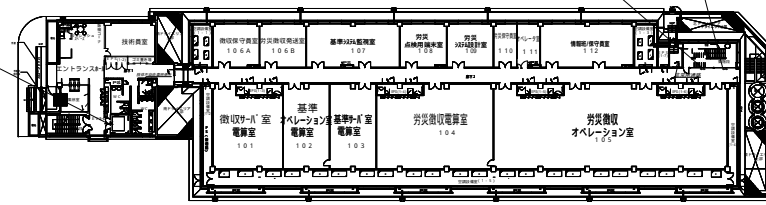
## 7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に厚生労働省へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には厚生労働省にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
  - ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、工事報告書に添付しなければならない。なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

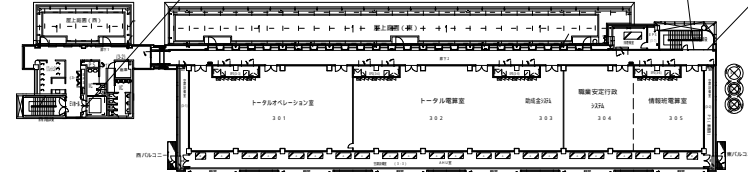
## 8 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

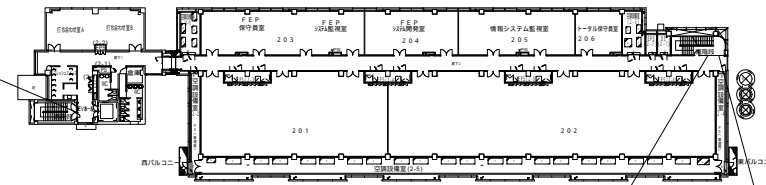
# 防火シャッター配置図



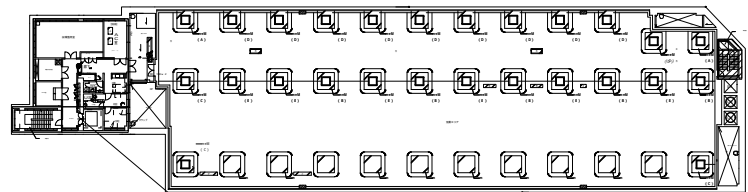
1階平面図



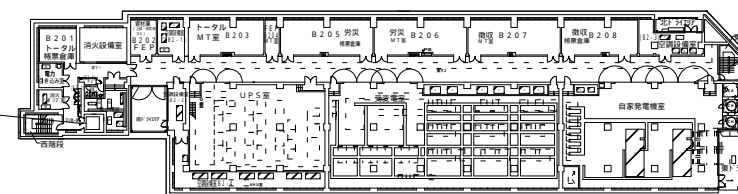
3階平面図



2階平面図



地下1階・免震層平面図



地下2階平面図

## 1 件名 免震装置点検業務

## 2 業務内容

受託者は、当該対象物に対し点検、清掃及び調整等を行い、免震装置の維持保全が行われるよう点検等を実施するものとする。

## 3 履行場所及び日時

## (1) 履行場所

東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎電算棟

## (2) 履行日時

年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。(1~2月の2日間を予定。)

## 4 点検対象

点検対象は以下のとおり。なお、配置図については「別紙」参照。

## ①積層ゴム

製造会社	型 式	ゴム外径	数量(基)
(株)ブリヂストン	NH070G4 (天然ゴム系積層ゴム)	φ700	2
	NH075G4 (天然ゴム系積層ゴム)	φ750	5
	NS080G4 (天然ゴム系積層ゴム)	φ800	3
	LH065G4B (鉛プラグ入り積層ゴム)	φ650	10
オイレス工業(株)	LRB750 (鉛プラグ入り積層ゴム)	φ750	6
	LRB800 (鉛プラグ入り積層ゴム)	φ800	10

※耐火被覆外観検査については、36基すべてにおいて実施する。

耐火被覆を取り外して行う積層ゴム外観検査については、「免震建物維持管理基準-2007-」に基づき、製造会社ごとに3基、計6基実施する。

## ②その他

名称	対象範囲 (㎡)
免震層	2,300
建物外周部	
設備配管	
配線可撓部	

## 5 通常点検

## ①積層ゴムアイソレータ・弾性すべり支承

- i. 積層ゴムの傷及び変色の有無を点検する。
- ii. 鋼材部のさびの有無及び取付け状態の良否を点検する。



## ②周辺環境

- i. 移動範囲内の障害物の有無を点検する。
- ii. 建物と外周工作物とのクリアランス（規定離隔）の良否を点検する。
- iii. 建物位置マーキングの確認及び異常変位の有無を点検する。

## ③設備配管類

配管、可撓部の変形、亀裂等の有無を点検する。

## 6 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 作業後、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
  - ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、作業報告書に添付しなければならない。なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。
- (7) 点検は、社団法人日本免震構造協会が定める資格認定制度に関する規定に基づく、「免震建物点検技術者」の点検資格者が実施すること。

## 7 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、「免震建物維持管理基準－2007－」（社団法人 日本免震構造協会）に基づき、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

1 件名 衛生設備清掃業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4  
厚生労働省上石神井庁舎

3 履行日時

年2回。厚生労働省と調整の上、決定する。  
(1回目：6～7月、2回目：1～2月を予定。)

4 一般事項

- (1) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「清掃法」という。）第7条による一般廃棄物（し尿混じりのビルピット汚泥）収集、運搬業及び同法律第14条による産業廃棄物（汚泥）収集、運搬業の許可を有するものであること。
- (2) 受託者は、清掃によって生じた汚泥等については、一般廃棄物及び産業廃棄物の種類別に、清掃法等の規定に基づいた処分場で適正に処理すること。
- (3) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。
- (4) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。
- (5) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。
- (6) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 実施箇所

- (1) 受水槽（年1回）  
電算棟（別紙1参照）
  - ① 受水槽・・・7.5t、2槽式
- (2) 汚水・雑排水槽（年2回）  
電算棟（別紙2参照）
  - ① 汚水槽・・・1槽
  - ② 雑排水槽・・・5槽
- (3) 屋内配水管（年1回）  
電算棟（別紙3-1参照）
  - ① 小便器排水管・・・11か所
  - ② 手洗い器排水管・・・21か所
  - ③ モップ流し排水管・・・3か所
  - ④ 給湯室流し排水管・・・4か所
  - ⑤ 各階横引主管
  - ⑥ 立て管（3階～1階）～第一桝事務棟（別紙3-2参照）
  - ① 小便器排水管・・・9か所
  - ② 手洗い器排水管・・・16か所
  - ③ モップ流し排水管・・・5か所
  - ④ 給湯室流し排水管・・・3か所
  - ⑤ 各階横引主管
  - ⑥ 立て管（3階～1階）～第一桝
  - ⑦ うがい器（3階～1階、各階1台、3か所）
- (4) 屋外排水管（年1回）  
構内（別紙4参照）

6 実施の範囲

清掃業務の基準は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45

年法律第20号)」(以下「ビル管理法」と言う。)に基づく飲料水関係義務事項を基本とし、その他関係法令に基づき実施すること。

(1) 受水槽

- ① 各水槽及び付属装置の外観点検(固定ボルトの緩み、さび、腐食、損傷等)
- ② 清掃実施者は、6か月に1回は健康診断(検便)を受診し、その結果が陰性であること。
- ③ 作業当日は、下痢、風邪、皮膚病等の感染疾病の症状がないこと。
- ④ 槽内に入る前に、長靴の滅菌、手指の消毒を必ず行うこと。

- ⑤ 槽内の清掃は、酸素濃度を測定し危険防止処置(換気等)を十分に講ずること。また、作業中は槽外で1名以上が監視するなど危険防止に努めること。
- ⑥ 清掃に先立ち設備管理担当者と十分に打ち合わせを行い、断水はさせないこと。
- ⑦ タンク内の沈殿物及び浮遊物並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行うこと。
- ⑧ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行うこと。
- ⑨ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもろい錆等がタンク内に流入しないようにすること。
- ⑩ 清掃により生じた産業廃棄物(汚泥)は、受託者が収集運搬し、適正に処分すること。

なお、運搬及び処分費用については受託者が負担するものとする。

- ⑪ 清掃終了後、塩素剤を用いてタンク内の消毒を行う。
- ⑫ 消毒薬は、有効塩素50~100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ⑬ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ⑭ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- ⑮ 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講ずる。
- ⑯ 水質検査

ア 取水は設備管理担当者の指定する末端給水栓において、水槽清掃後2週間以降に取水し水質検査を行うこと。

イ 取水は電算棟1カ所とし、検査方法及び検査値は、「水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項」の規定に基づく、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)によるものとする。

ウ 検査機関は、「ビル管理法」に定める事業登録業者(建築物飲料水水質検査機関)とする。

(2) 汚水・雑排水槽

- ① 各槽及び付属装置の外観点検(漏水及び壁面等の損傷、き裂、さび等の有無、害虫発生状況、悪臭の有無等)
- ② 槽内の清掃は、酸素濃度を測定し危険防止処置(火気及び換気等)を十分に講ずること。また、作業中は槽外で1名以上が監視するなど、危険防止に努めること。
- ③ 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。
- ④ 槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。
- ⑤ 清掃に先立ち厚生労働省担当者と十分に打ち合わせを行い、厚生労働省担当者の指示に従うこと。
- ⑥ 汚水槽から排出する一般廃棄物(し尿混じりのビルピット汚泥)は、受託者が収集運搬し、適正に処分すること。  
なお、運搬費及び処分費用については受託者が負担するものとする。
- ⑦ 雑排水槽から排出される産業廃棄物(汚泥)は、受託者が収集運搬し、適正に処分すること。

なお、運搬及び処分費用については受託者が負担するものとする。

- ⑧ 受託者は、産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という）B 2（運搬終了）票を、報告書に添付しなければならない。尚、B 1（収集運搬業者保管）票を5年間保存すること。
- ⑨ 委託者は、受託者から受け取ったマニフェストB 2票と共に、A（排出事業者保管）票及び処分業者発行のD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を5年間保存しなければならない。

### (3) 屋内排水管

- ① 本管は高圧ジェット洗浄機を使用し、掃除口又は排水口よりマンホールに近い方から清掃すること。
- ② 排水管中洗面器にUストラップのない枝管は、平管清掃用ワイヤー又は電動ワイヤーにて排水口より水を放流しながら清掃すること。

### (4) 屋外排水管

- ① 屋内排水管の清掃に先立って行うこと。
- ② 各マンホール及び排水の系統を確認すること。
- ③ 下流マンホールより上流マンホールに向け高圧洗浄を行うこと。
- ④ マンホール内の付着物を清掃すること。
- ⑤ マンホールを高圧水で清掃すること。

## 7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び作業者名簿を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
  - ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、報告書に添付しなければならない。  
なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 清掃作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

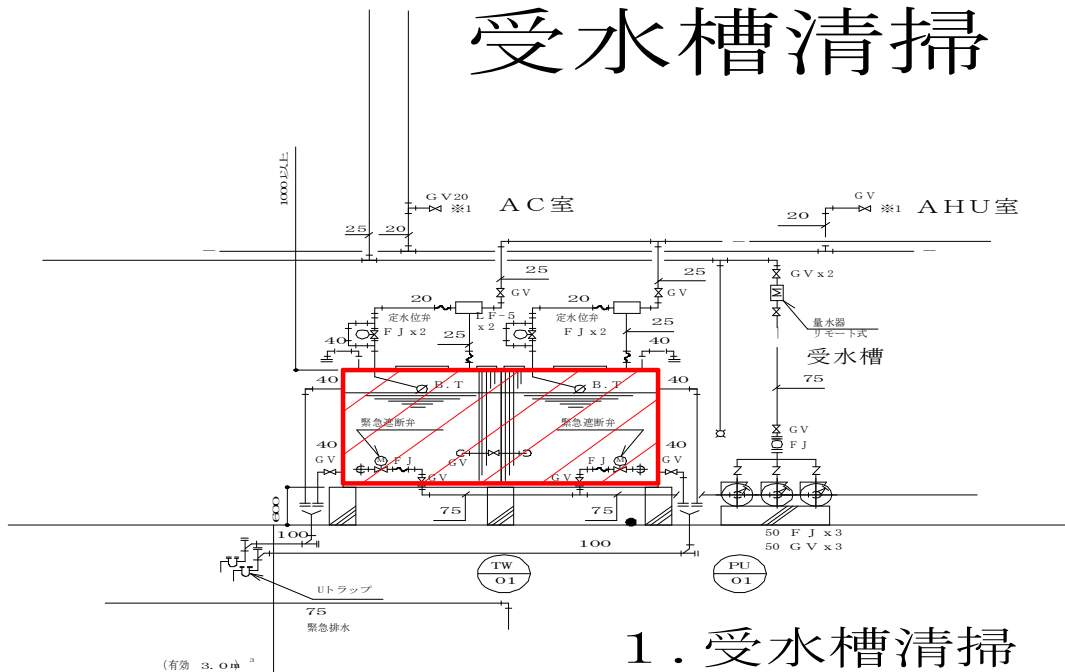
## 8 その他特記事項

- (1) 作業にあたっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。
- (4) 清掃の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得るので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に委託者と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関して、は、委託者と協議の上決定する。

### 受水槽 (電算棟)

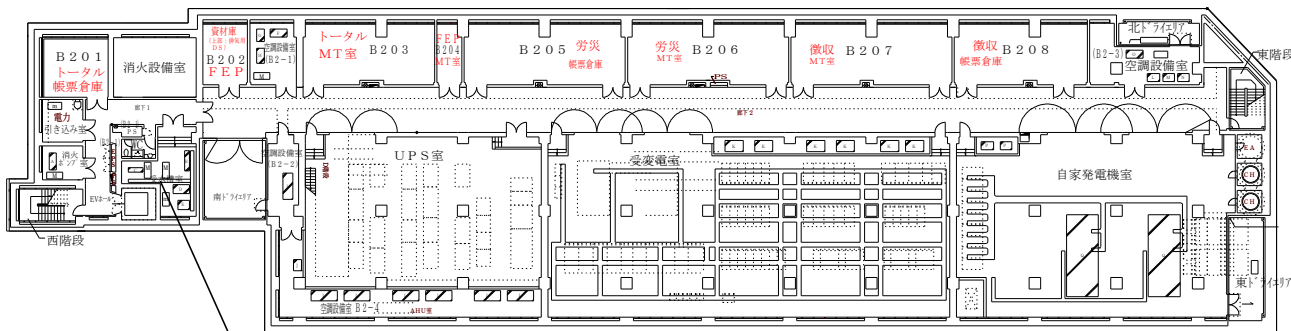
電算棟受水槽 7.5 m<sup>3</sup>

# 受水槽清掃



- 1. 受水槽清掃
- 2. 水質試験成績提出
- 3. 清掃報告

B 2 F 受水槽系統図



地下 2 階平面図 1/200

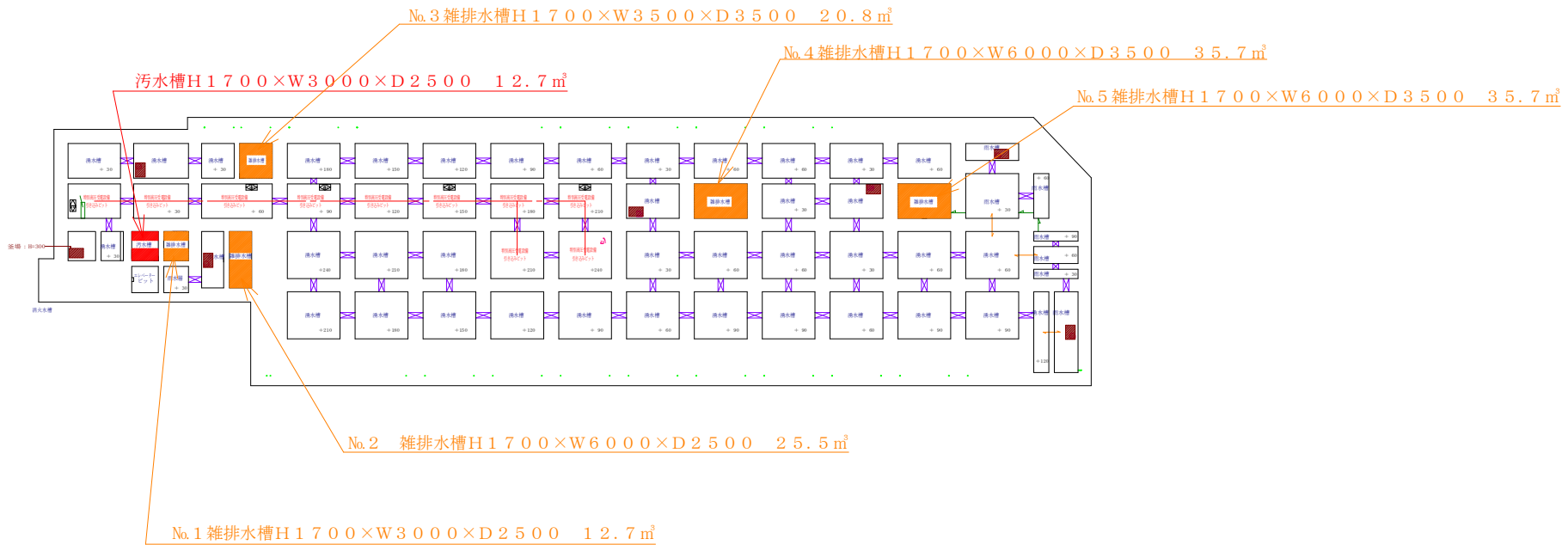
受水槽

# 汚水雑排水槽 (電算棟)

ビル管理法に基づく 汚水・雑排水槽清掃 2回/年

汚水槽		12.7 m <sup>3</sup>
雑排水槽 No.1		12.7 m <sup>3</sup>
雑排水槽 No.2		25.5 m <sup>3</sup>
雑排水槽 No.3		20.8 m <sup>3</sup>
雑排水槽 No.4		35.7 m <sup>3</sup>
雑排水槽 No.5		35.7 m <sup>3</sup>

## 汚水・雑排水槽配置図



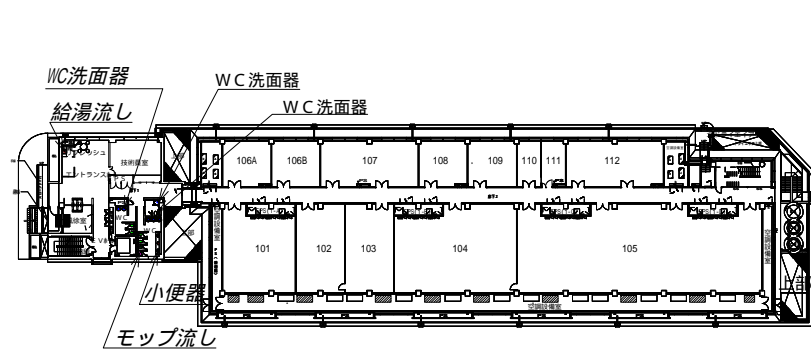
電算棟地下ピット平面図

# 電算棟排水管設備配置図

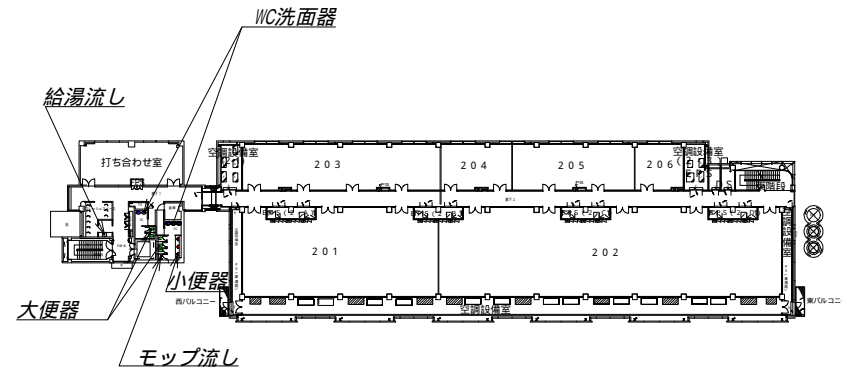
2011.12

電算棟

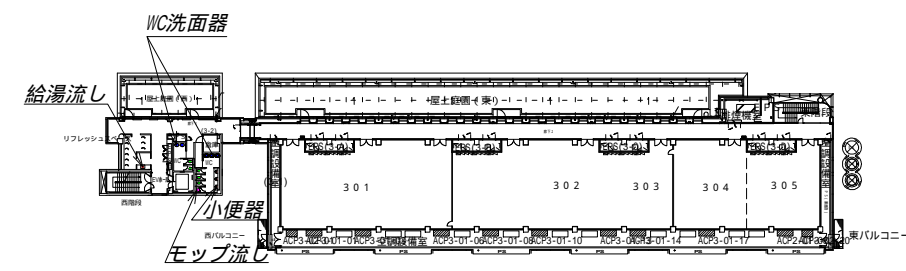
便所内床排水管1式



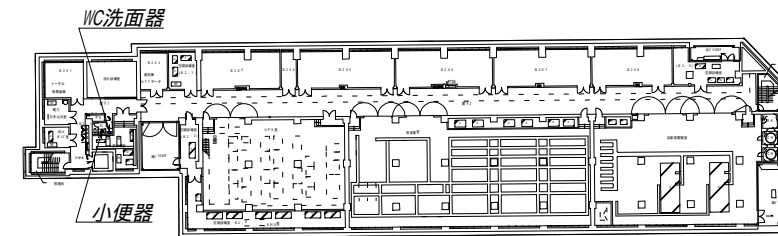
1階平面図



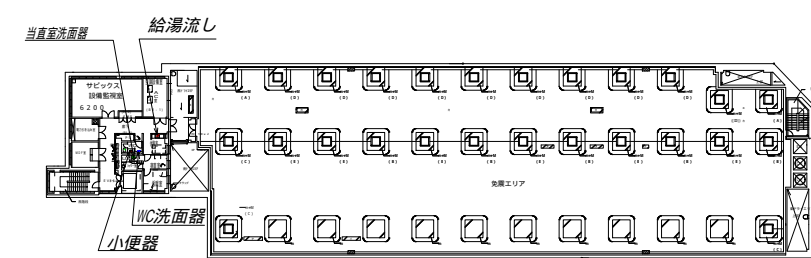
2階平面図



3階平面図



地下2階平面図



地下1階平面図

凡例

小便器	●	
小便器	●	
WC洗面器	●	
給湯流し	●	
当直室洗面器	●	
モップ流し	●	多目的洋風便器 ●

屋内汚水排水管		屋内雑排水管		
B 2 階	小便器	1	WC手洗器	1
B 1 階	小便器	1	WC手洗器	1
			宿直室手洗器	2
			給湯流し	1
1 階	多目的WC手洗器	2	WC(男)手洗器	3
			WC(女)手洗器	2
	男子小便器	3	モップ流し	1
			給湯流し	1
2 階	男子小便器	3	WC(男)手洗器	3
			WC(女)手洗器	2
			モップ流し	1
			給湯流し	1
3 階	男子小便器	3	WC(男)手洗器	3
			WC(女)手洗器	2
	女子便器	2	モップ流し	1
			給湯流し	1

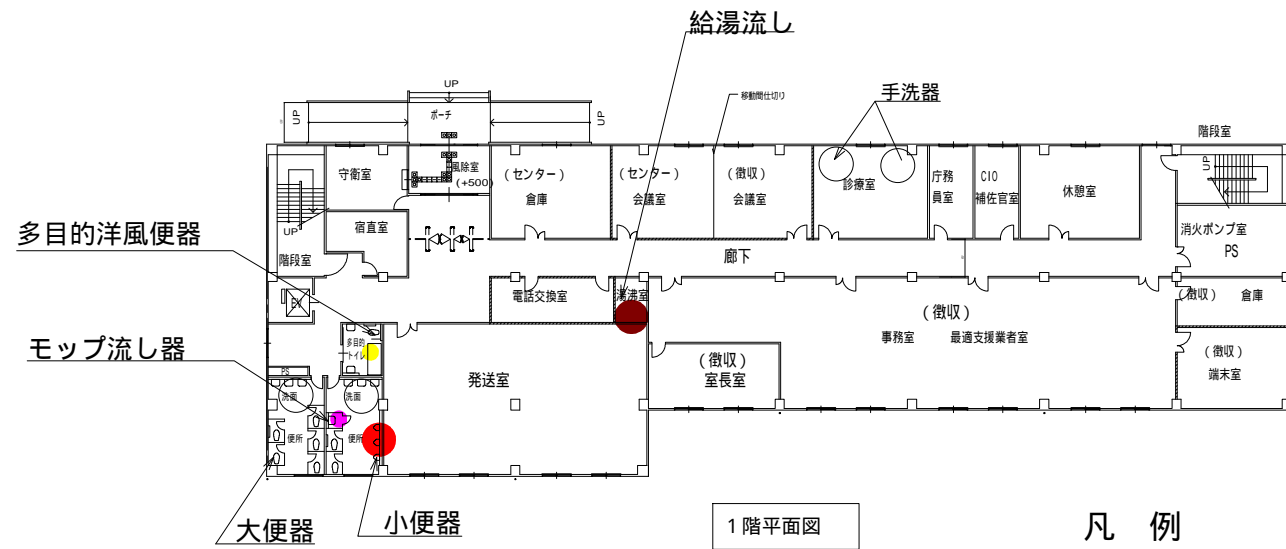
- 小便器排水管 . . . . . 11 か所
- 手洗い器排水管 . . . . . 21 か所
- モップ流し排水管 . . . . . 3 か所
- 給湯室排水管 . . . . . 4 か所
- 各階横引き主管
- 立て管 (3階 ~ 1階) ~ 第一枘

上記 汚水排水管・雑排水管共床面清掃含む

# 事務棟排水管設備配置図

事務棟

便所内床排水管1式

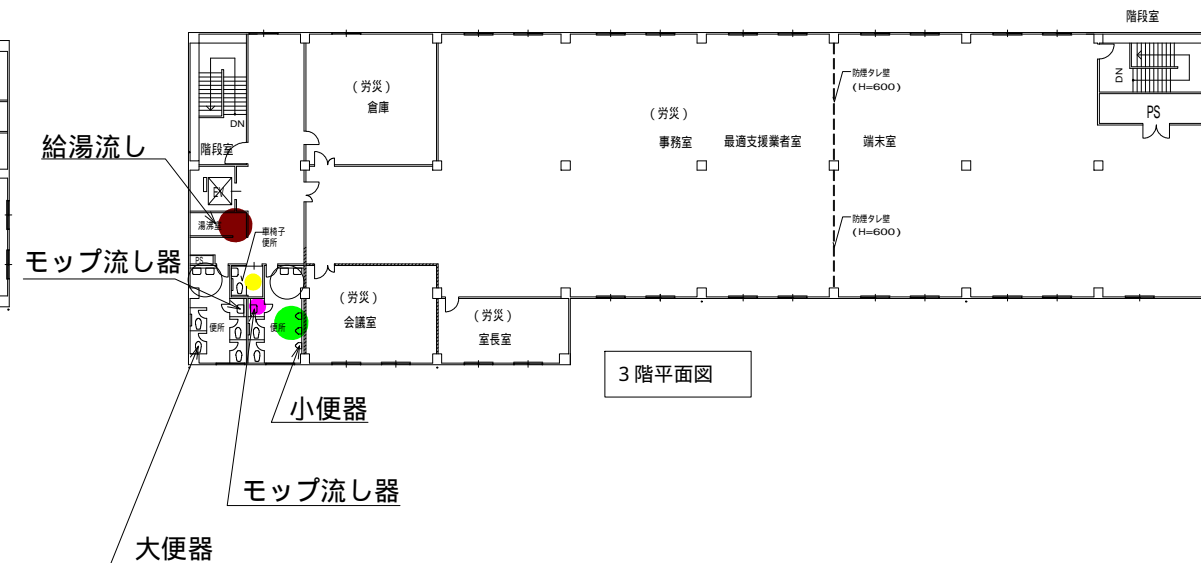
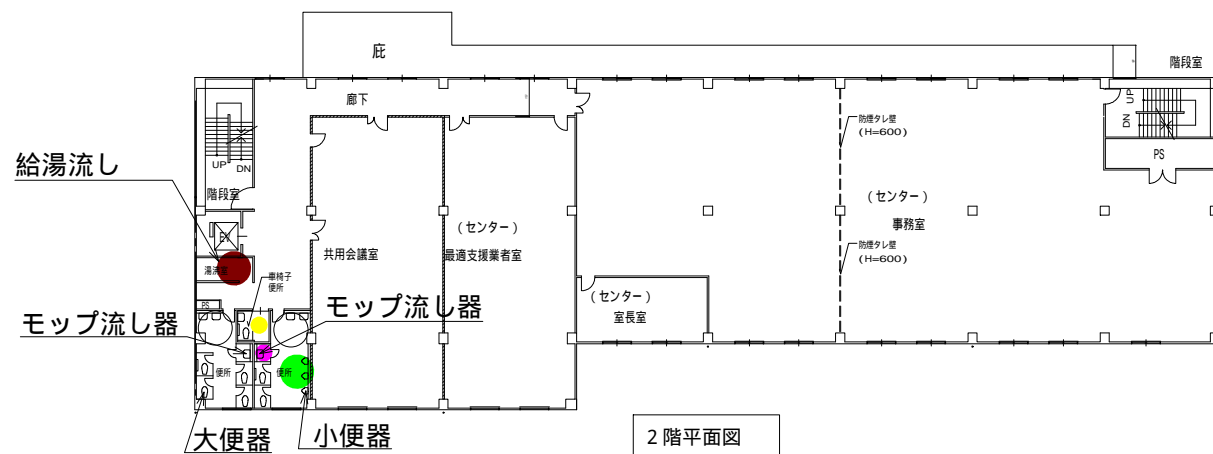


凡例

小便器	●	多目的洋風便器	●
小便器	●		
WC洗面器器	○		
給湯流し	●		
当直室洗面器	●		
モップ流し	●		

階	屋内汚水排水管	数	屋内雑排水管	数
1階	多目的洋風大便器	1	WC(男)手洗器	3
	男子大便器	2	WC(女)手洗器	3
	男子小便器	3	モップ流し	1
	女子便器	5	給湯流し	1
			多目的WC手洗器	1
			診療室手洗器	2
2階	多目的洋風大便器	1	WC(男)手洗器	2
	男子大便器	2	WC(女)手洗器	2
	男子小便器	3	モップ流し	2
	女子便器	5	給湯流し	1
			多目的WC手洗器	1
3階	多目的洋風大便器	1	WC(男)手洗器	2
	男子大便器	2	WC(女)手洗器	2
	男子小便器	3	モップ流し	1
	女子便器	4	給湯流し	1
			多目的WC手洗器	1

- \* 上記 汚水排水管・雑排水管共床面清掃含む
- \* 上記 便所内横引き配管清掃
- \* 上記 立て管排水管清掃





# 厚生労働省上石神井庁舎屋外排水管設備配置図

2013.10

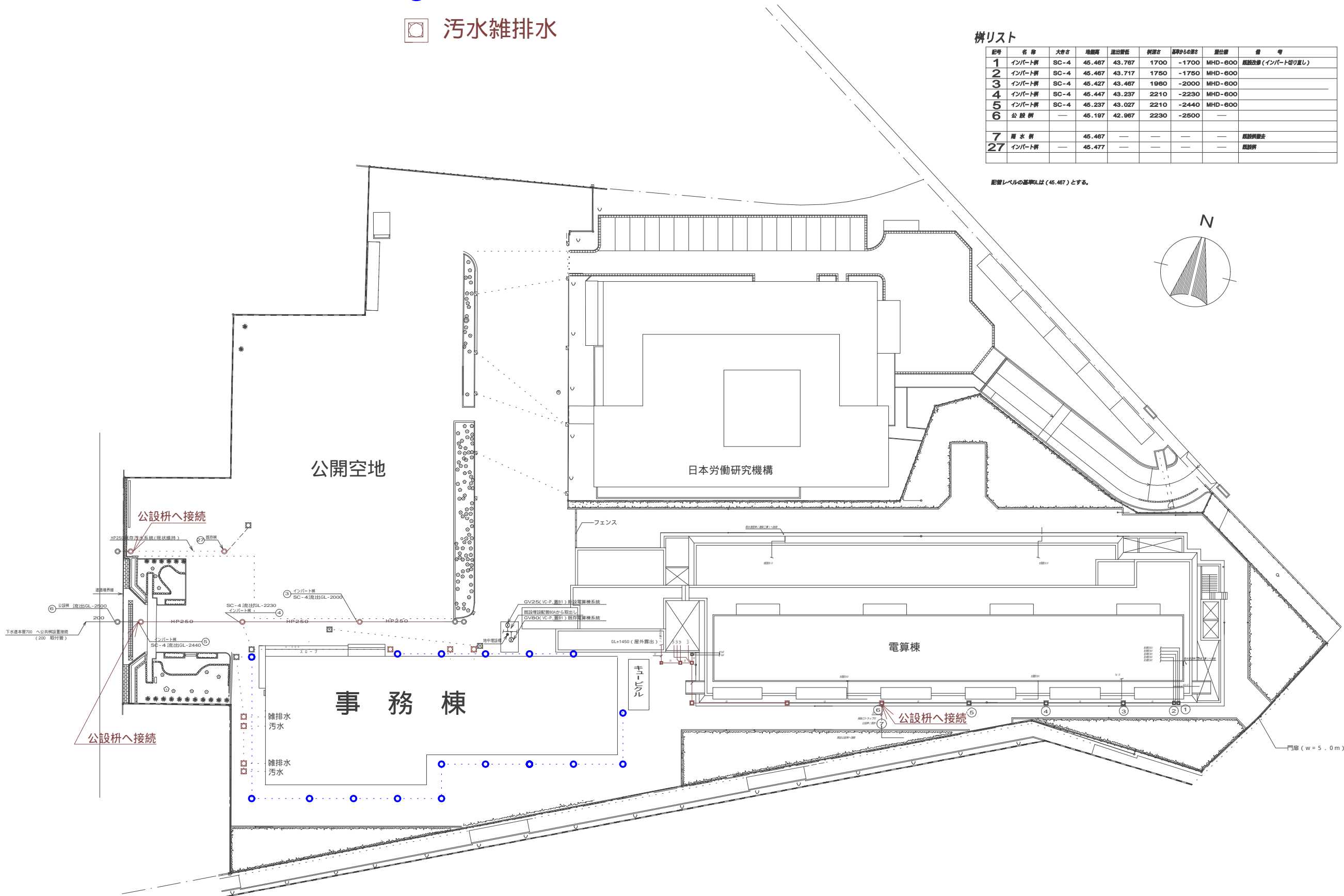
別紙一4

- 雨水
- 汚水雑排水

樹リスト

記号	名称	大きさ	地盤高	進出管径	樹深さ	基準からの深さ	置位置	備 考
1	インバート管	SC-4	45.467	43.767	1700	-1700	MHD-600	既設改修(インバート張り直し)
2	インバート管	SC-4	45.467	43.717	1750	-1750	MHD-600	
3	インバート管	SC-4	45.427	43.467	1960	-2000	MHD-600	
4	インバート管	SC-4	45.447	43.237	2210	-2230	MHD-600	
5	インバート管	SC-4	45.237	43.027	2210	-2440	MHD-600	
6	公設管	—	45.197	42.967	2230	-2500	—	
7	雨水井	—	45.467	—	—	—	—	既設併設
27	インバート管	—	45.477	—	—	—	—	既設併設

記号レベルの基準は(45.467)とする。



1 件名 飲料水水質検査

2 委託場所

東京都練馬区上石神井 4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟 3F 給湯室）

3 履行日時

年 2 回。厚生労働省と調整の上、決定する。

4 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「ビル管理法施行規則」という。）第 4 条第 4 項ロ及びハに基づき、以下のとおり水質検査を行うこと。

なお、検査方法については「厚生労働省告示第 261 号」に基づき実施すること。

5 検査内容

(1) ビル管理法施行規則第 4 条第 4 項ロに基づく 6 ヶ月毎の検査

- ① 一般細菌
- ② 大腸菌
- ③ 鉛及びその化合物
- ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤ 亜鉛及びその化合物
- ⑥ 鉄及びその化合物
- ⑦ 銅及びその化合物
- ⑧ 塩化物イオン
- ⑨ 蒸発残留物
- ⑩ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ⑪ PH 値
- ⑫ 味
- ⑬ 臭気
- ⑭ 色度
- ⑮ 濁度

以上 15 項目

(2) ビル管理法施行規則第 4 条第 4 項ハに基づく 1 年毎の検査（第 1 回目のみ）

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ クロロホルム
- ④ ジクロロ酢酸
- ⑤ ジブロモクロロメタン
- ⑥ 臭素酸
- ⑦ 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロ

メタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)

- ⑧ トリクロロ酢酸
- ⑨ ブロモジクロロメタン
- ⑩ ブロモホルム
- ⑪ ホルムアルデヒド
- ⑫ 塩素酸

以上 12項目

## 6 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び作業者名簿を作業の7日以上前に厚生労働省担当者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には厚生労働省担当者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を厚生労働省担当者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
  - ① 紙媒体 2部
  - ② 電子媒体(CD-R) 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。  
なお、写真はデータ(上記②)としても1部提出しなければならない。
- (6) 検査作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて厚生労働省担当者に提出しなければならない。

## 7 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

1 件名 湯沸器点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時 年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。

4 業務内容

受託者は、当該機器に対し点検、清掃（分解清掃含む）及び調整等を行い、機器の正常な稼働に必要とされる場合には、部品交換（パッキン類）等を実施するものとする（※別紙「点検調整項目」表を参照のこと）。

■対象機器：HDEN-12×3台（電算棟 1～3階）

5 特記事項

下記費用は当該点検業務に含まれないものとし、要する費用については別途支払う事とする。

(1) 摩耗又は故障等による部品交換の際の部品費用（パッキン類は除く）。交換に要する作業に要する費用は、原則当該保守業務に含まれるものとする。

但し、重大な故障に基づく場合の作業費の負担については、別途協議のうえ定めるものとする。

(2) 取扱い不良又は天災等不可抗力に起因する故障修理費用

(3) 供給電源の変動に起因する故障修理費用

(4) 機器のオーバーホール

6 提出書類

(1) 受託者は、作業申請書及び作業員名簿を作業前7日以上前に厚生労働省担当者へ提出しなければならない。

(2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、厚生労働省担当者にその旨報告しなければならない。

(3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を厚生労働省担当者に提出しなければならない。

(4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。

① 紙媒体 2部

② 電子媒体（CD-R） 1枚

(5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、工事報告書に添付しなければならない。

なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。

(6) 点検作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて厚生労働省担当者に提出しなければならない。

## 7 その他

(1) 受託者は、当該業務受託に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。

(2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託業者協議のうえ定めることとする。

## 点検調整項目

点検項目	作業内訳	結果	処置
1 本体内胴 (水槽部)	水槽水洗	良 否	取替 取替要
2 本体外胴 (ケーシング)	清掃	良 否 破損	取替 取替要
3 ボールタップ (mm)	清掃・パッキン取替	良 否 破損	取替 取替要
4 ボールタップストレーナー	清掃	良 否 破損	取替 取替要
5 温調センサー	清掃・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
6 水位センサー	清掃・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
7 沸騰センサー	清掃・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
8 ヒーター (kw. 個)	清掃・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
9 温度ヒューズ (型)	取替・作業確認		取替 取替要
10 電磁接触器 (型)	点検・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
11 マイコン操作盤	点検・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
12 内部配線及び端子	点検・増締	良 否 破損	取替 取替要
13 雑湯混合装置 (W型のみ)	清掃・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
14 雑湯混合用 チャッキ・コック	清掃・作業確認	良 否 破損	取替 取替要
15 マイコンインプット	仕様確認	良 否	
16 マイコンエラー--E0	エラー作動確認	良 否	
17 マイコンエラー--E1	エラー作動確認	良 否	
18 マイコンエラー--E2	エラー作動確認	良 否	
19 マイコンエラー--E3	エラー作動確認	良 否	
20 マイコンエラー--E4	エラー作動確認	良 否	
21 マイコンエラー--E5	エラー作動確認	良 否	
22 マイコンエラー--E6	エラー作動確認	良 否	
23 マイコンエラー--E7	エラー作動確認	良 否	
24 漏電・絶縁	点検・検査	良 否	